

「富岳」の次世代となる新たなフラッグシップシステムの基本設計 ご意見に対する回答

2025/3/31

項番	文書	頁	章	節	項	対象部分	意見内容	企業からの修正案	意見への回答
1	仕様書					仕様書全体	仕様書 別添資料では、貴所が主体として実施すると記述されている業務についても、仕様書本文の中では「本業務実施者」が行うかのように記載されています。貴所が行った業務についても、「本業務実施者」が連帯責任を負わなければならないと理解されるので、契約後の紛争防止のため、貴所が行う業務と本業務実施者が行う業務範囲の明確化をお願いします。 また、貴所が行う業務に関して業務従事者が連帯責任を負うことはできかねます。 責任範囲明確化のため、業務従事者の責任は、本仕様で定義される業務に限定される旨の記載をお願いします。 該当箇所の例を以下に示します。 仕様書 別添資料「3.設計・開発業務における設計・開発要素毎の業務の分担（責任の所在）の考え方」によると、スケールアウトネットワーク・ストレージアーキテクチャ・OSSベースのソフトウェア開発は貴所が主体となって行うと記載されています。 仕様書「II-2 基本設計業務」には、これらスケールアウトネットワーク・ストレージアーキテクチャ・OSSベースのソフトウェア開発も本業務実施者が設計するように記載があります。		仕様書に記載されている業務が、本業務実施者にて行っていただく業務の範囲とお考えください。 理研が主体として実施すると記述されている業務については、理研が主体となりつつ「本業務実施者」は理研と協力して実施して頂くものであり、理研および「本業務実施者」が本業務期間以降で行う設計・開発時の詳細な分担については、基本設計において決定していくことを想定しています。
2	仕様書					仕様書全体	契約書と仕様書について、双方相対する内容が生じた際に、優先すべき書類について明記いただけますようお願いいたします。 また、「17. 提案に際しての留意事項 提案書は以下の章立てとし、各項目で指定する内容を含む記載となっていること。」と記載がございますが、提案書も契約書の一部となりうるか明記いただけますようお願いいたします。 提案書も契約書の一部になる場合は、契約書、仕様書、提案書の優先順を明記いただけますようお願いいたします。		現状の契約書の完全合意条項の規定上、修正の必要はないものと考えております。
3	仕様書	3	1. 一般事項	2. 概要		富岳NEXTの基本設計は、本仕様書のII-1-1の富岳NEXT開発における基本要件及びII-1-2全体システムの構成に示すシステム構成と運用の要求仕様に従い基づき、かつ、II-2基本設計業務に従って、本業務実施者が理研と協力して実施することを要する。	仕様書における「本業務」が定義されていないように考えられるので、本業務実施者が行う「業務」の定義の記載をお願いします。		本業務の内容は契約書で定義されており、特に不都合はないと考えております。なお、仕様書中においても、業務が明確となるよう「II-2基本設計業務」中の文章を修正させて頂きました。
4	仕様書	2	1. 一般事項	2. 概要		富岳NEXTプロジェクトでは、アプリケーションファーストを理念とし、電力制約下でも上記目標を達成するために、「富岳」で培ったアプリケーションソフトウェア等の資産を有効活用できる電力効率の高いCPU部と、帯域重視の演算処理加速部を組み合わせた、高帯域及びヘテロジニアスなノードアーキテクチャを基本構成としたシステムを想定する。富岳NEXTの運用開始直後からサイエンスの成果を創出していくためには、既存アプリケーションコードを予め加速部へと移植し準備を進めていく必要がある。そのため、演算処理加速部には、ユーザにとって扱いやすく、またベースとなる加速部アーキテクチャが現状で広く利用可能であることが重要である。既存アプリケーションコードを予め加速部へと移植し準備を進めていく必要がある。そのため、演算処理加速部には、ユーザにとって扱いやすく、またベースとなる加速部アーキテクチャが現状で広く利用可能であることが重要である。	国内のユーザが現実にも広く利用可能であること、また“富岳NEXTの運用開始直後からサイエンスの成果を創出していくためには、既存アプリケーションコードを予め加速部へと移植し準備を進めていく必要がある”ということから、世界の大規模なスーパーコンピュータにおいて既に採用実績があることだけでなく、国内のHPCI第二階層センターでの採用実績、およびそこのコードの移植やユーザ支援の実績を、加算等の評価対象に加えることを検討いただけないでしょうか。		国内のHPCI第二階層センターでの採用実績についても、考慮の対象になります。また、本項目については必要条件と考えていますので、加算要素にすることは考えておりません。
5	仕様書	3	1. 一般事項	2. 概要		富岳NEXTの基本設計は、本仕様書のII-1-1の富岳NEXT開発における基本要件及びII-1-2 全体システムの構成に示すシステム構成と運用の要求仕様に従い基づき、かつ、II-2基本設計業務に従って、本業務実施者が理研と協力して実施することを要する。ハードウェアについてはCPUやGPUのプロセッシングエレメント、システムハードウェア、ネットワークなどのシステム構成要素の機能・性能定義や利用するデバイス技術の選定等を行う	本仕様書別添資料には、“基本設計およびその後には予定する詳細設計においては、1) 全体システム構成・計算ノード、2) CPU部、3) GPU部と開発項目を区別して設計・開発業務を定義するのが妥当である。”とあります。本基本設計において、1) 2) 3) のうちの1つないしは2つについて提案ができる事業者が応札できるように、調達を分けていただけないでしょうか。それにより、それぞれに対して最適な事業者の選択ができるのではないかと考えます。		ご意見を踏まえ検討させて頂きます。 ただし、調達を分割した場合、特にCPU部と加速部の連携部分については、CPU部のベンダーと加速部のベンダーが十分な共同検討を行い、整合性のある成果物を納めて頂くことが重要であり、それを確保するための具体策について、十分な提案を行って頂くことが必要です。
6	仕様書	3	1. 一般事項	2. 概要	(1)	CPU 部としては、これまで富岳で蓄積されたアプリケーションやシステムソフトウェア資産が活用できるよう、富岳とバイナリレベルで互換性を持つことを原則とする。	性能を求める HPC/AI では旧システムとのバイナリ互換は再も重要な要素ではなく、通常新システムに移行する場合はリコンパイルや最適化などを必要とし、開発環境が充実する x86 アーキテクチャはより最適な選択肢となる。加えてソフトウェアエコシステムが圧倒的に充実し、その多くのコードが適宜アップデート・最適化されていることから x86 はより最適適な択肢となる。また、再コンパイルや移行が不可能なアプリケーションやワークロードがある場合、産業グレードのバイナリ変換とエミュレーションが一般的に行われている。ユーザ アプリケーションと、オペレーティング システムやファームウェアなどのシステム ソフトウェアの両方のエミュレーションに広く使用され実績あるプラットフォーム エミュレーションが既に存在する。	左記の仕様に関しては、「CPU 部としては、研究開発をこれまで以上にグローバルで促進するため、HPC/AI 用途でより一般的に使用され、アプリケーションやシステムソフトウェア資産が豊富な x86 アーキテクチャを原則とし、これまで富岳で蓄積されたアプリケーションやシステムソフトウェア資産が活用できるよう、富岳のバイナリを必要に応じて再コンパイルなしで実行できるようにすること。」もしくは最低限、バイナリエミュレーションでの提案可能とするため「CPU 部としては、これまで富岳で蓄積されたアプリケーションやシステムソフトウェア資産が活用できるよう、富岳のバイナリを必要に応じて再コンパイルなしで実行できるようにすること。」と修正いただきたい。	エミュレーションを否定するわけではありませんが、性能面ではネイティブに実行できることが望ましいと考えます。また、アーキテクチャの変更は特定のシステムソフトウェアの開発において、相応の負担が生じる可能性もあり、本項目は妥当な要求と考えます。そのため、修正はいたしません。
7	仕様書	3	1. 一般事項	2. 概要	(2)	なお、上記条件を満たす加速部製品を供給するため、必要な場合には、複数の本業務実施者が共同で提案することができる。但し、共同提案の場合は、本業務実施者（複数者）が理研に対して連帯してすべての責任を負うものとする。			
8	仕様書	3	1. 一般事項	2. 概要	(2)	但し、共同提案の場合は、本業務実施者（複数者）が理研に対して連帯してすべての責任を負うものとする。	共同提案において連帯責任を負うことは受け入れられません。理由としては、各当事者が他の当事者の活動を管理することができず、それぞれの当事者が自身の貢献の範囲内でのみ責任を負うべきと考えます。したがって、1)この節の最終文を削除するか、2)各当事者の責任をその貢献の範囲に限定するように修正することをご検討ください。	[削除] もしくは 但し、共同提案の場合は、各業務実施者がそれぞれの貢献度に応じて理研に対して個別に責任を負うものとする。	ご意見を踏まえ検討させて頂きます。 ただし、特にCPU部と加速部の連携部分については、CPU部のベンダーと加速部のベンダーが十分な共同検討を行い、整合性のある成果物の取めて頂くことが重要であり、それを確保するための具体策について、十分な提案を行って頂くことが必要です。
9	仕様書	3	1. 一般事項	2. 概要	(2)	加速部としては、プログラミングや性能最適化の観点からユーザに使いやすいものとなるようオープンなソフトウェアエコシステムが整備されている必要がある。	多くの AI/HPCアクセラレータベンダーは、独自のクローズドで制限的なライセンス条件とデバイスに基づいてソフトウェアスタックを構築しているため、結果として「特定ベンダーのハードウェアプラットフォーム上でのみ実行可能」となる可能性がある。理化学研究所は業界をリードする立場にあり、将来のアップグレードやリプレースの際に、法外なコストと極端な努力をかけることなしには移植できなくなるようなソフトウェアエコシステムの「ベンダーロック」を防ぐ環境をベンダーに依頼すべきである。	左記の仕様に関しては、「加速部としては、プログラミングや性能最適化の観点からユーザに使いやすいものとなるようオープンなソフトウェアエコシステムが整備されている必要がある。また開発者がコーディングや最適化のために使用するソフトウェア・コンポーネントは、どのハードウェア・プラットフォーム上でも動作可能な制限のないオープンソースの実装であるか、もしくはどのソフトウェアも他のハードウェア・プラットフォーム上でインターフェイスを完全に複製して翻訳、エミュレート、または再実装してもよいというライセンスを提供すること。」と修正いただきたい。	ご指摘の点は元の項目で表現されていると考えます。一方で、過度な制約は提案する事業者を制限することになる懸念があるため、現状の表記が適切であると考えます。そのため、修正はいたしません。

項番	文書	頁	章	節	項	対象部分	意見内容	企業からの修正案	意見への回答
10	仕様書	3	I. 一般事項	2. 概要	(2)	必要な場合には、複数の本業務実施者が共同で提案することができる。但し、共同提案の場合は、本業務実施者（複数者）が理研に対して連帯してすべての責任を負うものとする。	加速部として単独提案を可能とするよう修正いただきたい。こうした措置を取らない場合、一括で提案できる者が極めて限定されるため、理化学研究所は価格面・技術面から最適な構成を選択することが難しくなると想定される。CPU ベンダー、AI/HPC アクセラレータベンダー、ストレージシステムベンダー、プラットフォームインテグレータなどを、それぞれ選択できるようにすることにより、理化学研究所は透明性を持った手続きで、コストを抑えつつ、最適な技術コンポーネントを選択することができる。		ご意見を踏まえ検討させていただきます。 ただし、調達を分けた場合、特にCPU部と加速部の連携部分については、CPU部のベンダーと加速部のベンダーが十分な共同検討を行い、整合性のある成果物を納めて頂くことが重要であり、それを確保するための具体策について、十分な提案を行って頂く必要があります。
11	仕様書	4	I. 一般事項	2. 概要	(4)	コンパイラやライブラリ等のシステムソフトウェアについては、開発終了後の継続的な機能拡張やコードのメンテナンスの観点から、できる限りオープンソースのソフトウェアを導入すること。また、開発したソフトウェアに関しても、ユーザや開発関係者による改変や機能拡張を通じて富岳NEXTやコミュニティの発展に資するべく、原則としてオープンソースソフトウェアとして公開すること。なお、商用のソフトウェアを導入する場合においても、将来を含めて定期的にアップデートされるものを採用することを原則とすること。導入ソフトウェアの内容やその開発体制については、理研と十分に協議を行いながら設計を進めること。	オープンソースソフトウェアとして公開できないものも含まれる可能性がありますので、システムソフトウェアについての記載と揃え、以下の修正をお願いします。	原文：「また、開発したソフトウェアに関しても、ユーザや開発関係者による改変や機能拡張を通じて富岳NEXTやコミュニティの発展に資するべく、原則としてオープンソースソフトウェアとして公開すること。」 修正：「また、開発したソフトウェアに関しても、ユーザや開発関係者による改変や機能拡張を通じて富岳NEXTやコミュニティの発展に資するべく、できる限りオープンソースソフトウェアとして公開すること。」	「原則として公開すること」の例外には、事情によりオープンソースソフトウェアとして公開できない場合が含まれると考えられるため、特に変更の必要はないと考えます。
12	仕様書	4	I. 一般事項	2. 概要	(4)	なお、商用のソフトウェアを導入する場合においても、将来を含めて定期的にアップデートされるものを採用することを原則とすること。	I. 一般事項 2.(2)に対する意見と同じ。		上記回答と同じです。
13	仕様書	3	I. 一般事項	2. 概要	(4)	コンパイラやライブラリ等のシステムソフトウェアについては、開発終了後の継続的な機能拡張やコードのメンテナンスの観点から、できる限りオープンソースのソフトウェアを導入すること。また、開発したソフトウェアに関しても、ユーザや開発関係者による改変や機能拡張を通じて富岳NEXTやコミュニティの発展に資するべく、原則としてオープンソースソフトウェアとして公開すること。なお、商用のソフトウェアを導入する場合においても、将来を含めて定期的にアップデートされるものを採用することを原則とすること。	技術評価基準の中で、“1.7 コンパイラやライブラリ等のシステムソフトウェアの設計にあたり、OSSを用いて設計するソフト数が8割以上ならば加点点”と記載されていますが、OSSの割合が8割だったとしても、ソフトウェア全体の数そのものが少なくて趣旨にそぐわないのではないかと考えます。割合ではなく、OSSの本数で段階的に評価されるのはいかがでしょうか。		本事業で開発したソフトウェアの内、多くのソフトウェアを原則としてオープンソースソフトウェア（以下、本項で「OSS」といいます。）として公開し、その後も改変や拡張を通じて富岳NEXTおよびコミュニティの発展に貢献するという基本方針に基づいています。このため、OSSの本数を加点点基準とする方式への変更は採用せず、OSSの割合を評価基準とする方針を維持します。 一方、開発したソフトウェアをOSSとして公開する場合、コミュニティへの貢献はその割合に応じた段階的に寄与されると評価できるため、加点点方式もそれに従い段階的にすることとします。
14	仕様書	4	I. 一般事項	2. 概要	(5)	富岳NEXTプロジェクトにおいて、主要なハードウェア、又はソフトウェア構成要素について第三者に委託して開発することを要する場合は、その際の仕様や発注先は理研と協議して決めることとし、可能な限り理研からの発注とすること。厳しい財政状況を踏まえ、開発投資の効率化の観点から業者の選定が適切に行われるよう、第三者への委託に当たっては、原則として競争入札、あるいは競争原理を用いた 2 者以上の相見積（見積競争）の形態をとるものとする。なお、特定の業者のみが実施し得る事項、あるいは開発要素に関する秘密保持の観点から他の業者への発注が難しい場合は、特定の業者のみが実施し得る事項、あるいは開発要素に関する秘密保持の観点から他の業者委託先への発注が難しい場合に該当する理由、当該特定の業者を選定する理由、又は当該業者を選定し相見積を行わない理由を明確にすること。	貴所との協議による決定プロセスの過程で、万一、再委託先への指揮・命令における責任の所在が曖昧になった場合、偽装請負等の想定外な法令違反に発展しかねないため、再委託先の選定については受託者に一任いただきたく、本項の削除をお願いします。なお、再委託先への発注元が貴所となる場合は、受託者から再委託先への業務指示ができないため、プロジェクト遂行が困難になると考えます。	削除	主要なハードウェア、又はソフトウェア構成要素について第三者に委託して開発することを要する場合に、本業務実施者から当該第三者への業務指示が困難なものとならぬよう、「可能な限り理研からの発注とすること。」という一文を削除します。 なお、理研との合意なく再委託を実施することを受け入れることは困難ですが、本業務実施者が理研と協議し、双方の合意の上で再委託を行う形へと修正いたします。
15	仕様書	4	I. 一般事項	2. 概要	(7)	富岳NEXTプロジェクトの推進にあたり、本業務実施者は、理研と本業務実施者の役割分担、及び責任の範囲とその所在を予め明確化するとともに、本業務実施者がプロジェクトの推進のための総合的な調整を行うこと。富岳NEXTプロジェクトの実施中に、理研と本業務実施者の分担や責任が明確でない点が明らかになった場合、あるいは共同提案の場合であって異なる本業務実施者が担当する構成要素間の連携に問題が生じた場合などには、本業務実施者は誠意をもってその解決にあたること。			
16	仕様書	4	I. 一般事項	2. 概要	(8)	本業務実施者は、理研に対し、富岳NEXTの詳細設計、製造、設置、調整及び運用開始に至るまで富岳NEXTプロジェクトに参加する意向を有していることを表明及び保証し、本業務実施者が富岳NEXTの運用開始に至らない段階で自己の都合により富岳NEXTプロジェクトに継続して参加することを取りやめることをせず、理研の求めに応じて、富岳NEXTの運用開始に至るまで継続して必要な協力を行うことを誓約すること。また、本業務実施者が富岳NEXTの運用開始に至らない段階で自己の都合により富岳NEXTプロジェクトに継続して参加する意向を翻した場合には、理研は、本件業務実施者に対し、それによって理研が被った損害の賠償を請求し、同時に契約書の定めに従って違約金としての違約金の支払いを求めることができるものとする。なお、戦争、天災地変その他の不可抗力の事由又は研究開発開始時点で予測することのできない事由であって実施者の責任によらない事情があると理研が認めた場合についてはこの限りではない。	基本設計契約の履行義務は契約期間内のみ発生するものであり、本項は、今回のご調達とは異なる契約に対するご要件と考えます。将来の未締結な契約に関する誓約はいたしかねますので、本項の削除をお願いします。	削除	ご意見を踏まえて、文言の修正は検討させていただきます。他方で、本件は、仕様書の「II. 技術仕様 1. 開発要件 (6) 予算概要および開発・整備項目に関する予算割合」に記載のとおり、富岳NEXTの製造、運用を目的として、富岳NEXTプロジェクト全体の予算や費用配分割合の目安が検討されているものであり、この点を十分ご理解頂くことは、弊研究所として、調達、予算執行の合理性確保の観点からも重要であると考えております。そのため、本項の全削除ではなく、修正での対応とさせていただきます。
17	仕様書	4	I. 一般事項	2. 概要	(8)	本業務実施者は、理研に対し、富岳NEXTの詳細設計、製造、設置、調整及び運用開始に至るまで富岳NEXTプロジェクトに参加する意向を有していることを表明及び保証し、本業務実施者が富岳NEXTの運用開始に至らない段階で自己の都合により富岳NEXTプロジェクトに継続して参加することを取りやめることをせず、理研の求めに応じて、富岳NEXTの運用開始に至るまで継続して必要な協力を行うことを誓約すること。また、本業務実施者が富岳NEXTの運用開始に至らない段階で自己の都合により富岳NEXTプロジェクトに継続して参加する意向を翻した場合には、理研は、本件業務実施者に対し、それによって理研が被った損害の賠償を請求し、同時に契約書の定めに従って違約金としての違約金の支払いを求めることができるものとする。なお、戦争、天災地変その他の不可抗力の事由又は研究開発開始時点で予測することのできない事由であって実施者の責任によらない事情があると理研が認めた場合についてはこの限りではない。	業務開始前に理由なしでの契約解除に関しては、違約金を課さず、損害賠償は合理的な範囲に限定すべきと考えますので、修正をご検討ください。	本業務実施者は、理研に対し、富岳NEXTの詳細設計、製造、設置、調整及び運用開始に至るまで富岳NEXTプロジェクトに参加する意向を表明する。商業的に合理的な努力をもって、運用開始前に自己の都合で富岳NEXTプロジェクトへの継続参加を取りやめないよう努めるものとする。理研の求めに応じて、運用開始まで必要な継続的協力を商業的に合理的な努力をもって行うものとする。さらに、本業務実施者が運用開始前に自己の都合で富岳NEXTプロジェクトへの継続参加を撤回した場合、理研はその終了によって被った実際の直接的損害に対する合理的な賠償を契約に定められた違約金から請求する権利を有するものとする。なお、戦争、天災地変その他の不可抗力の事由又は研究開発開始時点で予測することのできない事由であって実施者の責任によらない事情があると理研が認めた場合についてはこの限りではない。	ご提案頂いた修正案を踏まえて、検討させていただきます。
18	仕様書	5	I. 一般事項	3. 納入物	(1)	成果報告書（基本設計書及び設計図等を含む） 全体システム構成（全体構成図、計算ノードの設計仕様案。特に外部記憶装置に関しては2030年頃の技術・性能を踏まえた検討結果とその妥当性、根拠等。） ・ハードウェア設計書（CPU部、加速部それぞれについて、2030年頃の技術・性能を踏まえた設計仕様案、設計目標値とその妥当性、根拠等） ・ソフトウェア設計書（CPU部、加速部それぞれについて、設計仕様案、開発分担当） ・システム諸元 ・建屋等に対する設置環境条件 ・2026年度以降の体制等 ・全体経費の見積りの詳細	本基本設計について調達を分けられる場合には、該当部分のみの提出とさせていただきます。		ご意見の通りいたします。

項番	文書	頁	章	節	項	対象部分	意見内容	企業からの修正案	意見への回答
19	仕様書	5	I. 一般事項	3. 納入物	(1)	成果報告書（基本設計書及び設計図等を含む） 5部	成果報告書の5部は、冊子形式のハードコピーなのか、電子媒体なのかをご記載ください。		それぞれ冊子（2部）及びDVD等の電子媒体（3部）といたします。
20	仕様書	5	I. 一般事項	3. 納入物	(1)	・全体経費の見積りの詳細	最終システムの非常に大きな部分をメモリコストが占めることが想定され、特に製品（CPU やアクセラレータ）に内蔵される HBM に関しては、その価格リスクを適正に管理するために、どういった調達オプションが利用できるか明示すべきである。		全体的見積もりにあたっては、価格リスクを管理していただくため、前提条件を記載していただき、その条件での見積であることを明記してご提出下さい。
21	仕様書	5	I. 一般事項	3. 納入物	(2)	アプリとの協調設計及びアプリ性能評価報告書 5部 特に、以下の内容を盛り込むこと。 ・協調設計ロードマップ ・ベンチマークフレームワークの構成 ・ベンチマーク/協調設計/情報発信機構の構成 ・アプリチューニング、性能評価結果、性能推定手法等	富岳はCPUのみのシステムであることを考慮し、基本設計フェーズでは性能チューニングではなく、アクセラレータへのコード移植に焦点を当てたアプリケーション評価を行うことを要望します。チューニングは後の詳細設計フェーズで重点を置くことが可能であるため、アプリチューニングの項目の削除をご検討ください。	アプリとの協調設計及びアプリ性能評価報告書 5部 特に、以下の内容を盛り込むこと。 ・協調設計ロードマップ ・ベンチマークフレームワークの構成 ・ベンチマーク/協調設計/情報発信機構の構成 ・性能評価結果、性能推定手法等	「チューニング」→「チューニング支援」と修正します。
22	仕様書	5	I. 一般事項	3. 納入物	(4)	その他理研及び本業務実施者で合意した必要資料適宜	貴所側で無制限に要求できる内容となっておりますので、修正をご検討ください。	その他必要資料：適宜、相互合意の上	ご意見を踏まえ、修正いたします。
23	仕様書	5、12	I. 一般事項	4. 契約期間及び履行期限 17. 提案に際しての留意事項 II. 技術仕様 1. 開発要件 (4) 2025 年度以降の主な開発スケジュール (案)	4. 契約期間及び履行期限 契約期間 契約締結後～2025年12月22日履行期限 2025年12月22日 17. 提案に際しての留意事項 (4) 業務計画 業務計画については、2025年度及びプロジェクト全体に渡って各検討事項について4半期単位での計画を示すこと。 II. 技術仕様 1. 開発要件 (4) 2025 年度以降の主な開発スケジュール (案) 1) 2025年3月～ 基本設計 2) 2026年4月～ 詳細設計(1) 3) 2027年4月～ 詳細設計(2) 4) 2028年4月～ 詳細設計(3)・製造開始 5) 2029年4月～ 設置・調整 6) 2030年4月～ 運用開始	17.提案に際しての留意事項 (4)に「業務計画については、2025年度およびプロジェクト全体に渡って各検討事項について4半期単位での計画を示すこと。」とあります。 従いまして、契約期間は本業務を実施する2026年3月31日までとしていただきますようお願いいたします。		納入期限はスケジュールを検討の上、変更いたします。業務計画については、四半期単位で計画を示して頂くことを求めます。四半期単位で計画を示して頂くことと納入期限の設定とは運動しません。	
24	仕様書	6	I. 一般事項	6. □ 検収条件		成果報告書及び提出図書の完納及び検査完了をもって検収とする。提出期限の1ヶ月程度前に、成果報告書並びにアプリとの協調設計及びアプリ性能評価報告書のドラフト版を提出し、内容について理研と合意の上で納品物を提出すること。	提出期限の1ヶ月前に提出するドラフト版の合意に時間を要した場合に、納品物の提出が遅延する可能性があると考えますので、以下の修正をお願いいたします。	原文：「成果報告書及び提出図書の完納及び検査完了をもって検収とする。提出期限の1ヶ月程度前に、成果報告書並びにアプリとの協調設計及びアプリ性能評価報告書のドラフト版を提出し、内容について理研と合意の上で納品物を提出すること。」 修正：「成果報告書及び提出図書の完納及び検査完了をもって検収とする。」	理研内での最終納品前の確認作業があり、修正を依頼する可能性があるため、事前のドラフト版提出をお願いするものです。「合意」ではなく「協議」と修正いたします。
25	仕様書	6	I. 一般事項	6. □ 検収条件		検収条件 成果報告書及び提出図書の完納及び検査完了をもって検収とする。提出期限の1ヶ月程度前に、成果報告書並びにアプリとの協調設計及びアプリ性能評価報告書のドラフト版を提出し、内容について理研と合意の上で納品物を提出すること。	検収条件において、各当事者が納品物として期待されるものが、第3条「納入物」に記載された内容に限定されることを理解できるよう、より明確で詳細な記述が必要と考えますので、修正をご検討ください。	検収と完了条件各当事者による納入物の全ての提出と、第3条「納入物」に定められた成果報告書及び提出書類について、理研による検査が承認された時点で完了したものと見なされる。提出期限の約1ヶ月程度前に、成果報告書、アプリとの協調設計、およびアプリ性能評価報告書のドラフト版を提出し、内容について理研と合意の上で納品物を提出すること。	ご意見を踏まえ、修正いたします。
26	仕様書	6	I. 一般事項	7. 承認事項		実施計画書（工程表、体制図を含む）については契約後速やかに提出し、理研担当者の承認を得ること。	実施計画書の承認の手続きに時間を要した場合に業務の着手が遅れる可能性が考えられますので、以下の修正をお願いいたします。	原文：「実施計画書（工程表、体制図を含む）については契約後速やかに提出し、理研担当者の承認を得ること。」 修正：「実施計画書（工程表、体制図を含む）については契約後速やかに提出し、理研担当者の承認を得ること。ただし、理研担当者はこれを不合理に拒否しないものとする。」	ご意見を踏まえ、修正いたします。
27	仕様書	6	I. 一般事項	8. 保証	(1)	8. 保証 (1) 本業務実施者は、本仕様書に示された項目をすべて満足する基本設計を実施するものとする。	基本設計段階ですべての項目を満足することは保証できかねますので、以下の修正をお願いいたします。	原文：「8. 保証 (1) 本業務実施者は、本仕様書に示された項目をすべて満足する基本設計を実施するものとする。」 修正：「8. 目標 (1) 本業務実施者は、本仕様書に示された項目をすべて満足することを目標として、基本設計を実施するものとする。」	仕様書に記載された要求仕様の項目についてすべて満足してもらうことは本契約の前提となります。 (1)は残した上で(2)本業務実施者は、本業務において性能を達成すると明示した項目については、富岳NEXTプロジェクトにおいて常に目標とし、今後の開発において責任を持って目標達成に取り組むものとする。」は削除いたします。
28	仕様書	6	I. 一般事項	8. 保証	(1)	8. 保証	「保証」という用語よりも「コミットメント」という用語を使用する方がより正確であると考えますので、修正をご検討ください。	I-8 コミットメント	「確約」という見出しに修正させていただきます。
29	仕様書	6	I. 一般事項	8. 保証	(2)	本業務実施者は、本業務において性能を達成すると明示した項目については、富岳NEXTプロジェクトにおいて常に目標とし、今後の開発において責任を持って目標達成に取り組むものとする。	本契約は富岳NEXTプロジェクトにのみ関するものであるため、将来の開発に関するコミットメントを含むべきではないと考えますので、修正をご検討ください。	本業務実施者は、本契約において明示された性能目標を富岳NEXTプロジェクトの一環として常に目標とし、これらの目標達成に責任を持って取り組むものとする。	ご意見を踏まえ、当該条項を削除いたします。
30	仕様書	6	I. 一般事項	10. 再委託	(1)	(1) 再委託の制限等 本業務実施者は、本業務の全部又は主要部分を第三者に行わせてはならない。なお、主要部分以外の部分であっても、本業務実施者において業務の一部について再委託先ないし下請負人（以下「再委託先等」という。）に行わせる場合には、あらかじめ理研と当該再委託等に行わせる内容について協議を行い、事前の承諾を得た上で実施することができる。途中で変更が発生した場合は、その都度協議を行い、承認を得た上で実施するものとする。また、業務の全部についてこれを再委託することは一切禁止する。なお、再委託する場合の選定に関する最終的な責任は、本業務実施者が負うものとする。	受託者が自己の裁量で再委託先を決定できない場合、受託者と再委託先との業務連携（システムやプロセス、体制構築など）が大きな負担になり、業務の遂行に支障をきたす可能性があります。また、委託内容をあらかじめ基本設計前の提案時に報告することも不可能です。	従いまして、以下の修正をお願いいたします。 原文：「本業務実施者は、本業務の全部又は主要部分を第三者に行わせてはならない。なお、主要部分以外の部分であっても、本業務実施者において業務の一部について再委託先ないし下請負人（以下「再委託先等」という。）に行わせる場合には、あらかじめ理研と当該再委託等に行わせる内容について協議を行い、事前の承諾を得た上で実施することができる。途中で変更が発生した場合は、その都度協議を行い、承認を得た上で実施するものとする。また、業務の全部についてこれを再委託することは一切禁止する。なお、再委託する場合の選定に関する最終的な責任は、本業務実施者が負うものとする。」 修正：「本業務実施者は、本業務の全部又は主要部分を第三者に行わせてはならない。なお、主要部分以外の部分であっても、本業務実施者において業務の一部について再委託先ないし下請負人（以下「再委託先等」という。）に行わせる場合には、あらかじめ理研に当該再委託等に行わせる内容について報告を行い実施することができる。途中で変更が発生した場合は、その都度報告を行い実施するものとする。また、業務の全部についてこれを再委託することは一切禁止する。なお、再委託する場合の選定に関する最終的な責任は、本業務実施者が負うものとする。」	ご意見を踏まえ、再委託の際には、事前協議及び双方合意の上で実施する形へと修正いたします。

項番	文書	頁	章	節	項	対象部分	意見内容	企業からの修正案	意見への回答
31	仕様書	6	I. 一般事項	10 再委託	(1)	本業務実施者は、本業務の全部又は主要部分を第三者に行わせてはならない	現時点で入札資格のない外国籍企業が新たに資格取得を申請する場合には手続きに時間を要する可能性があるため、本基本設計の入札に際しては、必要に応じて既に資格を持つ組織・団体との共同提案を認めていただけないでしょうか。		共同提案、分割調達のいずれの場合も、提案者は契約当事者となるため、入札前までには資格を取得していただくようお願い致します。
32	仕様書	6	I. 一般事項	10. 再委託	(2)	(2) 本業務実施者の責務 再委託先等との契約に当たっては、その契約書には再委託先等選定基準（本業務実施者で作成し、理研の承認を得ること。）に定めた事項を盛り込み、再委託先等に本業務実施者が理研に対して負う義務と同等の義務を負わせなければならない。また、本業務実施者は、再委託先等の履行について、自ら業務を遂行した場合と同様に連帯してその履行について全責任を負うものとする。	再委託選定基準を作成、報告して承認を得るまでに時間を要すると考えられ業務の遂行に支障をきたす可能性があります。	従いまして、以下の修正をお願いいたします。 原文：「再委託先等との契約に当たっては、その契約書には再委託先等選定基準（本業務実施者で作成し、理研の承認を得ること。）に定めた事項を盛り込み、再委託先等に本業務実施者が理研に対して負う義務と同等の義務を負わせなければならない。また、本業務実施者は、再委託先等の履行について、自ら業務を遂行した場合と同様に連帯してその履行について全責任を負うものとする。」 修正：「再委託先等との契約に当たっては、その契約書には再委託先等選定基準に定めた事項を盛り込み、再委託先等に本業務実施者が理研に対して負う義務と同等の義務を負わせなければならない。また、本業務実施者は、再委託先等の履行について、自ら業務を遂行した場合と同様に連帯してその履行について全責任を負うものとする。」	ご意見を踏まえ、再委託先等選定基準について理研の承認を受けることを求める文言を削除いたします。なお、再委託等に当たっては双方の合意が必要となります。
33	仕様書	7	I. 一般事項	11. 連絡会議		本業務を実施するにあたり、本業務実施者は、定例検討会、必要に応じて臨時検討会、要素技術検討会、及びコデザイン検討会（以下、総称して「検討会等」という。）を設けて開催するものとする。これら検討会等において本業務実施者は理研の指定する場所及び日時で出席しなければならない。なお、対面会議／リモート会議等の会議形態は必要に応じて理研において決定するものとし、本業務実施者は各検討会の議事録案を作成し、各検討会開催から1週間以内に理研に議事録案を提出しなければならない。議事録に記載すべき事項については理研の指示に従い、議事録案については理研の承認を得ることとする。本業務実施者は検討項目毎に原則隔週で開催される定例検討会に参加し、理研の意見及び指示に基づき基本設計に当たらなければならない。定例検討会は理研が指定する日時場所に、検討項目業務担当者が出席しなければならない。定例検討会とは別に緊急の検討会を必要とする場合には、理研の呼びかけに応じて、本業務実施者は、適宜臨時検討会を開催するものとする。本業務実施者は、理研の呼びかけに応じて、適宜要素技術検討会を開催するものとする。本業務実施者は、理研の呼びかけに応じて、適宜アプリケーション開発者も含めたコデザイン検討会を開催するものとする。理研は、検討をスムーズに進めるため、本業務実施者に対し、必要に応じて再委託先等の出席を求めることができ、本業務実施者はこれに応じて当該再委託先等を検討会等に出席させなければならない。	一方的な呼びかけに応じることができない場合もあり得ると考えますので、「理研の呼びかけに応じて」は、「双方合意の上」と修正をお願いいたします。 「理研は、検討をスムーズに進めるため、本業務実施者に対し、必要に応じて再委託先等の出席を求めることができ、本業務実施者はこれに応じて当該再委託先等を検討会等に出席させなければならない。」とありますが、再委託先を検討会等に出席させることは本来締結すべき労働者派遣契約を締結せずに労働者派遣を行っている状態とみなされ適法でない懸念があります。この記載は削除をお願いいたします。 削除ができない場合は、再委託先へ発注者から直接指示しない旨を記載するようお願いいたします。		ご意見を踏まえ、一方的な呼びかけにならぬよう理研が合理的な日程調整等を行うことを明記する形で修正するとともに、理研の求めに応じて本業務実施者が再委託先等を出席させなければならない旨の定めを削除いたします。
34	仕様書	7	I. 一般事項	11. 連絡会議		これら検討会等において本業務実施者は理研の指定する場所及び日時で出席しなければならない。なお、対面会議／リモート会議等の会議形態は必要に応じて理研において決定するものとし、本業務実施者は各検討会の議事録案を作成し、各検討会開催から1週間以内に理研に議事録案を提出しなければならない。□	これらの検討会等の日時や対面出席の必要性については、関係者が相互に合意することが望ましいと考えますので、修正をご検討ください。	これらの検討会等において、本業務実施者は、双方が合意した場所および時間に出席しなければならない。また、対面会議やリモート会議などの会議形態についても、双方が合意の上で決定するものとする。	ご意見を踏まえ、一方的な呼びかけにならぬよう理研が合理的な日程調整等を行うことを明記する形で修正するとともに、理研の求めに応じて本業務実施者が再委託先等を出席させなければならない旨の定めを削除いたします。
35	仕様書	7	I. 一般事項	11. 連絡会議		連絡会議 本業務実施者は検討項目毎に原則隔週で開催される定例検討会に参加し、理研の意見及び指示に基づき基本設計に当たらなければならない。□	本業務実施者として、事前にどのようなコミットメントをするかを明確に知る必要があります。また貴所の意見や指示によって、一方的に条件を設定されることは許容できません。これらは、両者間での書面による合意の範囲外であってはならないと考えるため、修正をご検討ください。	本業務実施者は、検討項目ごとに原則隔週で開催される定例検討会に参加し、本契約に定められた条件に基づいて基本設計業務に当たらなければならない。	ご意見を踏まえ、理研の意見及び指示が仕様書及び契約書の規定する範囲内で合理的になされるものに限定されることを明確にする形で修正いたします。
36	仕様書	8	I. 一般事項	12. 知的財産権等		知的財産権等	知的財産権に関しては、最終的に相互に署名された書面による合意でのみ決定されるべきと考えます。さらに、現在の仕様書案を効果的に評価するためには、記載されているすべての関係者について明確にする必要があります。具体的には、実行当事者、契約者、この業務を実行する当事者、プロジェクトの実行者、第三者、プロジェクトの実施者、このタスクに責任を持つ個人などです。これにより、誰が具体的に知的財産権を持つことが提案されているのか、そしてそれが何に対するものなのかを判断できるようにする必要があると考えますので、本項目に対して貴所にてご協議をお願いいたします。		本件でも最終的には署名・合意の上、契約が締結されます。また、記載されている関係者は明確と考えています。
37	仕様書	7	I. 一般事項	12. 知的財産権等	(1)	本業務実施者が、自己の単独開発部分を含む納入物を完成するにあたっては、当該本業務実施者は、自己の保有する技術情報のうち、納品物の使用及び本業務の目的に必要な部分、並びに本業務実施者が必要と認めた部分につき、理研に対して開示するものとする。	本業務の目的に必要な部分が曖昧なため、以下の修正をお願いいたします。	原文：「本業務実施者が、自己の単独開発部分を含む納入物を完成するにあたっては、当該本業務実施者は、自己の保有する技術情報のうち、納品物の使用及び本業務の目的に必要な部分、並びに本業務実施者が必要と認めた部分につき、理研に対して開示するものとする。」 修正：「本業務実施者が、自己の単独開発部分を含む納入物を完成するにあたっては、当該本業務実施者は、自己の保有する技術情報のうち、納品物の使用及び本業務実施者が必要と認めた部分につき、理研に対して開示するものとする。」	客観性・公平性から、「本業務実施者が、自己の単独開発部分を含む納入物を完成するにあたっては、当該本業務実施者は、自己の保有する技術情報のうち、納品物の使用に本業務実施者が必要とする部分につき、理研に対して開示するものとする。」と修正します。
38	仕様書	8	I. 一般事項	12. 知的財産権等	(2) 2)	本業務の知的財産権のうち、理研及び本業務実施者が共同して行ったものは、	共同で知的財産を開発または創出することはないと考えているため、「共有知的財産権」は存在しないと認識しております。このため修正をご検討ください。	本業務の知的財産権のうち、理研及び本業務実施者が共同して行ったものは、これらの当事者間で書面により相互に合意された条件に基づき、理研及び当該本業務実施者の共有とするものとする。	共同での創出については、可能性がある以上、共同創出がなされた場合について取り決めておく必要があると考えますので、修正なしといたします。
39	仕様書	8	I. 一般事項	12. 知的財産権等	(2) 3)	本業務の知的財産権のうち、2)により理研及び本業務実施者の共有となるもの（以下、「共有知的財産権」という。）の出願を行う場合の権利の持分、維持管理、手続等については、両当事者間で協議・合意のうえ定めるものとする。	共同で知的財産を開発または創出することはないと考えているため、「共有知的財産権」は存在しないと認識しております。このため修正をご検討ください。	本業務の知的財産権について、2)により理研及び本業務実施者の共有となるもの（以下、「共有知的財産権」という。）の出願に関する権利の持分、維持管理、手続等は、両当事者間で協議し、書面による合意のうえ定めるものとする。	共同創出の場合について契約で規定する必要があると考える点は、(2)2)で述べたのと同じです。合意について「書面による」合意とする点については、ご意見を踏まえて修正いたします。
40	仕様書	9	I. 一般事項	12. 知的財産権等	(4)	(4) 納入物に含まれる本業務実施者の既存の知的財産権及び(2) 1)において本業務実施者単独に帰属した知的財産権（総称して「本業務実施者知的財産権」といい、本号において以下同じ）の取り扱いについては、以下のとおりとする。 1) 理研は、富岳NEXTプロジェクトの期間中であるか否かにかかわらず、本業務実施者知的財産権について、自ら研究開発を行なう目的で自由に無償で実施及び利用（第三者に実施又は利用させる場合は含まない）できるものとする。疑義を避けるために述べると、富岳NEXTプロジェクトに関係する研究開発のために本業務実施者知的財産権を発注者が自ら実施又は利用することも本号に含まれる。	「非独占的に」と明記することで、第三者にも本業務実施者知的財産権について実施許諾できることが明確になると考えます。	従いまして、本条（3）1）の記載と揃え、以下の修正をお願いいたします。 原文：「理研は、富岳NEXTプロジェクトの期間中であるか否かにかかわらず、本業務実施者知的財産権について、自ら研究開発を行なう目的で自由に無償で実施及び利用（第三者に実施又は利用させる場合は含まない）できるものとする。」 修正：「理研は、富岳NEXTプロジェクトの期間中であるか否かにかかわらず、本業務実施者知的財産権について、自ら研究開発を行なう目的で無償で非独占的に実施及び利用（第三者に実施又は利用させる場合は含まない）できるものとする。」	「自由に無償で」を「無償で非独占的に」と修正する案については、ご意見を踏まえて修正いたします。

項番	文書	頁	章	節	項	対象部分	意見内容	企業からの修正案	意見への回答
41	仕様書	9	I. 一般事項	12. 知的財産権等	(4) 1)	理研は、富岳NEXTプロジェクトの期間中であるか否かにかかわらず、本業務実施者知的財産権について、自ら研究開発を行なう目的で自由に無償で実施及び利用（第三者に実施又は利用させる場合は含まない）できるものとする。疑義を避けるために述べると、富岳NEXTプロジェクトに関する研究開発のために本業務実施者知的財産権を発注者が自ら実施又は利用することも本号に含まれる。	貴所が富岳NEXTプロジェクトに関係のない弊社の知的財産権を自身や「発注者自身」の研究開発のために自由に無償で利用することは受け入れられません。弊社は、書面による合意で定められた条件の下でのみ、富岳NEXTプロジェクトの目的を推進するために知的財産権へのアクセスを許可するべきと考えますので、修正をご検討ください。	理研は、実施者の書面による同意を条件として、本業務実施者の知的財産権を、富岳NEXTプロジェクトの期間中であるか否かにかかわらず、自らの研究開発目的のために無償で実施及び利用する権利を有するものとする。ただし、その実施または利用の条件は、理研と実施者との間で相互合意に基づき、別途協議及び書面による合意により決定されるものとする。第三者にその権利を実施または利用させることは含まれない。疑義を避けるために述べると、富岳NEXTプロジェクトに関する研究開発のために本業務実施者知的財産権を発注者が自ら実施又は利用することも本号に含まれる。	納入物の利用等に関しては、納入していただいた以上、期間中であるか否かにかかわらず、本業務実施者からの更なる書面同意や追加条件などなしに、利用（将来のメンテナンス等も含めて）できてしかるべきとの認識です。 ただし、「本業務実施者知的財産権」と定義される知財権のうち、いわゆるバックグラウンド（既存の知的財産権）のものについては、プロジェクトの外（期間後、或いはプロジェクト以外の研究開発目的）に使用する場合（但し納入物利用それ自体は除く）の権利利用許諾条件を別途協議・合意する、ということとは可能と考えております。具体的には場合分けで次のように考えています。 1.ベンダー様の既存IP（「ベンダー-BG-IP」）がベンダー様の単独保有である場合（プロジェクト離脱の有無にかかわらず） A)富岳NEXTプロジェクトの目的、また、富岳NEXTプロジェクト終了後であっても納品物の利用の目的での使用について、理研はベンダー BG-IPを無償で使用できる（理研が第三者に委託等して使用する（させる）場合を含む） B)それ以外 … 別途協議 2. 既存IPがベンダー様と第三者の共有である場合 A) 原則（離脱しない場合） ①富岳NEXTプロジェクトの目的での使用について…別途協議 ②それ以外の目的での使用（＝期間中でも使用目的がプロジェクト以外の場合、及び、プロジェクト期間の終了後の場合。）…別途協議。 B)ベンダー様が富岳NEXTプロジェクトから離脱された場合 ①富岳NEXTプロジェクトの目的での使用について … 別途協議。 ②富岳NEXTプロジェクト以外の目的での使用について … 別途協議。
42	仕様書	9	I. 一般事項	12. 知的財産権等	(4) 2)	富岳NEXTプロジェクトに関与する第三者（本業務実施者が複数いる場合、他の本業務実施者を含むものとし、2）において以下同様とする。）は、富岳NEXTプロジェクトの期間中であるか否かにかかわらず、富岳NEXTに関する研究開発を行う目的（当該研究開発に必要となる試作機等を製造する目的を含むものとし、以下同様とする。）及びメンテナンス目的のために必要な限度において本業務実施者知的財産権を自由に無償で実施又は利用できるものとし、本業務実施者は当該第三者に対して本業務実施者知的財産権（人格権を含む。）を行使せず、かつ、行使させない。	富岳NEXTプロジェクトに関与する第三者に対しての実施許諾についての条項なので、実施・利用はプロジェクトの期間中にすべきと考えます。また、本業務実施者知的財産権の利用条件は本業務実施者と第三者との間で決定させていただきます。	従いまして、以下の修正をお願いします。 原文：「2）富岳NEXTプロジェクトに関与する第三者（本業務実施者が複数いる場合、他の本業務実施者を含むものとし、2）において以下同様とする。）は、富岳NEXTプロジェクトの期間中であるか否かにかかわらず、富岳NEXTに関する研究開発を行う目的（当該研究開発に必要となる試作機等を製造する目的を含むものとし、以下同様とする。）及びメンテナンス目的のために必要な限度において本業務実施者知的財産権を自由に無償で実施又は利用できるものとし、本業務実施者は当該第三者に対して本業務実施者知的財産権（人格権を含む。）を行使せず、かつ、行使させない。」 修正：「2）富岳NEXTプロジェクトに関与する第三者（本業務実施者が複数いる場合、他の本業務実施者を含むものとし、2）において以下同様とする。）は、富岳NEXTプロジェクトの期間中において、富岳NEXTに関する研究開発を行う目的（当該研究開発に必要となる試作機等を製造する目的を含むものとし、以下同様とする。）及びメンテナンス目的のために必要な限度において本業務実施者知的財産権を実施許諾若しくは利用許諾できるものとするが、理研が第三者に実施許諾若しくは利用許諾する場合は有償とし、その条件および金額は、本業務実施者と第三者との間で決定する。」	納入物の利用等に関しては、納入していただいた以上、期間中であるか否かにかかわらず、本業務実施者（ベンダー様）からの更なる書面同意や追加条件などなしに、利用（将来のメンテナンス等も含めて）できてしかるべきとの認識です。 ただし、「本業務実施者知的財産権」と定義される知財権のうち、いわゆるバックグラウンド（既存の知的財産権）の「共有第三者」の同意を要するものについては、プロジェクトの外（期間後、或いはプロジェクト以外の研究開発目的）に使用する場合（但し納入物利用それ自体は除く）の権利利用許諾条件を別途協議・合意する、として修正します。
43	仕様書	9	I. 一般事項	12. 知的財産権等	(4) 2)	富岳NEXTプロジェクトに関与する第三者（本業務実施者が複数いる場合、他の本業務実施者を含むものとし、2）において以下同様とする。）は、富岳NEXTプロジェクトの期間中であるか否かにかかわらず、富岳NEXTに関する研究開発を行う目的（当該研究開発に必要となる試作機等を製造する目的を含むものとし、以下同様とする。）及びメンテナンス目的のために必要な限度において本業務実施者知的財産権を自由に無償で実施又は利用できるものとし、本業務実施者は当該第三者に対して本業務実施者知的財産権（人格権を含む。）を行使せず、かつ、行使させない。	弊社の知的財産権を第三者が無償で利用すること、たとえそれが富岳NEXTに関連する研究開発や「メンテナンス」のためであっても、受け入れることはできません。このプロジェクトに参加するために、いかなる当事者も知的財産権、特に人格権を放棄すべきではないと考えますので、修正をご検討ください。	富岳NEXTプロジェクトに関与する第三者（本業務実施者が複数いる場合、他の本業務実施者を含むものとし、2）において以下同様とする。）は、本業務実施者の書面による同意と相互に合意された書面による条件に基づき、富岳NEXTプロジェクトに関する研究開発を行う目的（当該研究開発に必要となる試作機等を製造する目的を含むものとし、以下同様とする。）のために必要な限度において、本業務実施者の知的財産権を実施又は利用することができる。	第三者利用に関して、少なくとも納入頂いた納入物に関しては、プロジェクトに関与する第三者も、期間中であるか否かにかかわらず、本業務実施者からの更なる書面同意や追加条件などなしに、利用（将来のメンテナンス等も含めて）できてしかるべきとの認識です。「人格権」に関しては、「放棄」ではなく、「不行使」です。なお、日本の著作権法では、ご案内のとおり、著作人人格権は譲渡できず著作人個人に残るため、著作権の譲渡・承継の際には、かかる譲渡不可な人格権の不行使を約させる規定を入れるのが一般的です。
44	仕様書	9	I. 一般事項	12. 知的財産権等	(4) 3)	富岳NEXTプロジェクトの途中で、本業務実施者が継続業務の受託を行わない決定を行った場合、本業務実施者知的財産権について、本業務実施者は、継続業務の実施者である第三者が継続業務のために本業務実施者知的財産権を無償で利用することを許諾するものとする。	富岳NEXTプロジェクトの途中で継続業務の受託を行わない決定を行った場合に、本業務の知的財産権のうち、本業務実施者単独に帰属した知的財産権については無償での利用を許諾しますが、本業務実施者の既存の知的財産権の利用条件は本業務実施者と第三者との間で決定させていただきます。	従いまして、以下の修正をお願いします。 原文：「3）富岳NEXTプロジェクトの途中で、本業務実施者が継続業務の受託を行わない決定を行った場合、本業務実施者知的財産権について、本業務実施者は、継続業務の実施者である第三者が継続業務のために本業務実施者知的財産権を無償で利用することを許諾するものとする。」 修正：「3）富岳NEXTプロジェクトの途中で、本業務実施者が継続業務の受託を行わない決定を行った場合、本業務実施者知的財産権について、本業務実施者は、継続業務の実施者である第三者が継続業務のために(2) 1)において本業務実施者単独に帰属した知的財産権を無償で利用することを許諾するものとする。なお、継続業務の実施者である第三者が継続業務のために、納入物に含まれる本業務実施者の既存の知的財産権を利用しなければならない場合は、その条件および金額は、本業務実施者と第三者との間で決定する。」	途中でプロジェクトから離脱された場合、少なくともその時点までの納入物に関しては、継続業務の実施者である第三者が引き続き使用できなければ困ります。 バックグラウンド知財（既存の知的財産権）に関する内容は、41項の回答と共通ですのでご参照ください。
45	仕様書	9	I. 一般事項	12. 知的財産権等	(4) 3)	富岳NEXTプロジェクトの途中で、本業務実施者が継続業務の受託を行わない決定を行った場合、本業務実施者知的財産権について、本業務実施者は、継続業務の実施者である第三者が継続業務のために本業務実施者知的財産権を無償で利用することを許諾するものとする。	本プロジェクトにおける弊社の知的財産権の第三者による利用について、弊社がプロジェクトを終了した後に継続するための利用を許諾することはできません。プロジェクトを離れた後に、弊社、第三者、そして貴所との間で書面によるライセンス契約がない限り、知的財産権のライセンスを許諾することには同意できません。プロジェクトを中止した場合に自動的にライセンスが発生することは認められないので、削除をご検討ください。	[削除]	途中でプロジェクトから離脱された場合、少なくともその時点までの納入物に関しては、継続業務の実施者である第三者が引き続き使用できなければ困ります。 バックグラウンド知財（既存の知的財産権）に関する内容は、41項の回答と共通ですのでご参照ください。
46	仕様書	9	I. 一般事項	12. 知的財産権等	(5)	(2)2)において理研と本業務実施者の共有となった知的財産権（総称して「共有知的財産権」といい、本号において以下同じ）については、以下の通りとする。なお、本業務実施者が複数いる場合、本号における「本業務実施者」は、当該共有知的財産権を理研と共有する本業務実施者を意味し、また「第三者」には他の本業務実施者を含むものとする。	共同で知的財産を開発または創出することはないと考えているため、「共有知的財産権」は存在しないと認識しております。このため修正をご検討ください。この共有を許可する場合には、当事者間で合意した書面による条件の下でのみ行うべきと考えるため、修正をご検討ください。	(2) 2)において理研と本業務実施者の共有となった知的財産権（総称して「共有知的財産権」といい、本号において以下同じ）については、以下の通りとする。なお、本業務実施者が複数いる場合、本号における「本業務実施者」は、当該共有知的財産権を理研と共有する本業務実施者を意味する。(1) 理研および該当する場合(1) 理研および該当する場合には他の本業務実施者は、相互に締結された書面による合意に基づき、富岳NEXTプロジェクトの目的のために、共有知的財産権を自由に無償で使用または実施する権利を有する。ただし、第三者にこれらの権利を使用または実施させることは含まれない。(2) 2)にかかわらず、理研および/またはプロジェクト実施者は、相互に締結された書面による合意に基づき、富岳NEXTプロジェクトに関与する第三者に対し、プロジェクトの実行および維持の目的に必要な範囲で、共有知的財産権を使用または実施させることを許可することができる。	共同での創出も可能性がある以上、共同創出がなされた場合について取り決めておく必要があることは上述のとおりです。 本項12(5)は、第三者に商業利用させる場合の実施条件に関して規定するもので、理研と実施者の協議合意によることとする規定、すなわち当事者間での合意に基づき形としておりますので、貴社コメントを踏まえても問題ないものと考えております。
47	仕様書	10	I. 一般事項	12. 知的財産権等	(5) 4)	2)にかかわらず、富岳NEXTプロジェクトの途中で本業務実施者が継続業務の受託を行わない決定を行った場合、理研が本業務の継続実施者である第三者に対し、継続業務のために共有知的財産権を無償で利用させることができるものとし、本業務実施者はあらかじめこれに同意するものとする。□	本プロジェクトにおける弊社の知的財産権の第三者による利用について、弊社がプロジェクトを終了した後に継続するための利用を許諾することはできません。プロジェクトを離れた後に、弊社、第三者、そして貴所との間で書面によるライセンス契約がない限り、知的財産権のライセンスを許諾することには同意できません。プロジェクトを中止した場合に自動的にライセンスが発生することは認められないので、削除をご検討ください。	[削除]	貴社離脱後であっても共有知的財産権は継続実施者に無償で利用させることが可能でなくてはなりません。

項番	文書	頁	章	節	項	対象部分	意見内容	企業からの修正案	意見への回答
48	仕様書	10	I. 一般事項	12. 知的財産権等	(6)	本業務実施者は、本業務実施者知的財産権及び共有知的財産権について、発明者、著作者その他 創作者に人格権が残存するときは、本条に従って実施又は利用する権利を有する理研及び第三 者に対して当該人格権を行使させないことを保証する。	どの当事者も、本プロジェクトに参加するために知的財産権、特に人格権を放棄するべきではないと考えますので、削除をご検討ください。	[削除]	「人格権」に関しては、「放棄」ではなく、「不行使」です。なお、日本国の著作権法では、ご案内のとおり、著作者人格権は譲渡できず著作者個人に残るため、著作権の譲渡・承継の際には、かかる譲渡不可な人格権の不行使を約させる規定を入れるのが一般的ですので、修正なしといたします。
49	仕様書	10	I. 一般事項	13. 秘密保持		秘密保持	この秘密保持条項は、当事者間のより包括的な条件を含む、3 者間許可書契約などに基づく NDA を参照する形で置き換えるべきと考えますので、修正をご検討ください。	本契約は、当事者間で締結されている許可書の条件に従って管理されるものとする。	本秘密保持条項は維持するべきと考えております。
50	仕様書	10	I. 一般事項	13. 秘密保持	(1)	理研及び本業務実施者は、あらかじめ相手方の書面による承諾を得た場合を除き、本業務の遂行により知り得た知的財産権を含む一切の情報（以下「秘密情報」という。）を第三者に開示又は漏洩してはならず、本業務の遂行のためにのみ使用するものとし、他の目的に使用してはならない。ただし、次に該当する情報は秘密情報から除くものとする。	書面での許諾手続きに時間を要することで業務遂行に支障を来す可能性があるため、電子的形式での承諾を得ることを認めていただきますようお願いいたします。 また秘密情報を特定する必要があると考えますので、以下の修正をお願いいたします。	原文「(1) 理研及び本業務実施者は、あらかじめ相手方の書面による承諾を得た場合を除き、本業務の遂行により知り得た知的財産権を含む一切の情報（以下「秘密情報」という。）を第三者に開示又は漏洩してはならず、本業務の遂行のためにのみ使用するものとし、他の目的に使用してはならない。ただし、次に該当する情報は秘密情報から除くものとする。」 修正「(1) 理研及び本業務実施者は、あらかじめ相手方の書面（電子的形式を含む、以下同じ。）による承諾を得た場合を除き、本業務の遂行により知り得た知的財産権を含む一切の情報（以下「秘密情報」という。）を第三者に開示又は漏洩してはならず、本業務の遂行のためにのみ使用するものとし、他の目的に使用してはならない。ただし、次に該当する情報は秘密情報から除くものとする。なお、秘密とは、秘密である旨の表示を付した書面により開示された情報、または秘密である旨明示して口頭等で開示された後、10日以内に書面で開示された情報とする。」	ご意見を踏まえ、電磁的方法を含む形で書面を定義するとともに、秘密情報の範囲を限定する形に修正いたします。
51	仕様書	10	I. 一般事項	13. 秘密保持	(1) ⑥	秘密である旨を明示して口頭又はデモンストレーション等により開示された情報であっても、開示者から相手方に対して 10 日以内に書面（電子メール等の電磁的方法を含むものとし、以下同様とする。）によって確認されなかったもの。	特に、情報を秘密とするために書面でのフォローアップを要求することは、弊社にとって不合理であり受け入れられないと考えるため、削除をご検討ください。	[削除]	秘密保持義務の対象となる秘密情報を特定、明確化するために、口頭等で開示した場合の10日以内の書面での確認は必要なプロセスと考えております。 なお、各社からのご意見を踏まえ、電磁的方法を含む形で書面を定義するとともに、秘密情報の範囲を限定する形に修正をいたします。
52	仕様書	11	I. 一般事項	13. 秘密保持	(2)	(1)の規定にかかわらず、理研及び本業務実施者は、自己の役職員、客員研究員、客員技師など又は弁護士、会計士、税理士等法律に基づき守秘義務を負う者に対して秘密情報を開示することが必要であると合理的に判断される場合には、同様の義務を負わせることを条件として、必要最小限の範囲に限って秘密情報をそれらの者に対し開示することができる（以下、秘密情報の開示を受けた者を「被開示者」という。）。	業務を実施する上で、必要な秘密情報を再委託先へ開示することも想定されますので、以下の修正をお願いいたします。	原文「(2) (1)の規定にかかわらず、理研及び本業務実施者は、自己の役職員、客員研究員、客員技師など又は弁護士、会計士、税理士等法律に基づき守秘義務を負う者に対して秘密情報を開示することが必要であると合理的に判断される場合には、同様の義務を負わせることを条件として、必要最小限の範囲に限って秘密情報をそれらの者に対し開示することができる（以下、秘密情報の開示を受けた者を「被開示者」という。）。」 修正「(2) (1)の規定にかかわらず、理研及び本業務実施者は、自己の役職員、客員研究員、客員技師および、その他の本業務に従事する者（再委託先も含む）、又は弁護士、会計士、税理士等法律に基づき守秘義務を負う者に対して秘密情報を開示することが必要であると合理的に判断される場合には、同様の義務を負わせることを条件として、必要最小限の範囲に限って秘密情報をそれらの者に対し開示することができる（以下、秘密情報の開示を受けた者を「被開示者」という。）。」	秘密情報を開示した者の事前承諾なしで開示が認められる対象は必要最小限にすべきと考えます。そのため、ご意見を踏まえ、修正いたします。
53	仕様書	11	I. 一般事項	13. 秘密保持	(6)	理研及び本業務実施者は、本業務の契約終了後本基本設計に基づいたシステムが運用を開始するまでは、本項を遵守するものとする。この秘密遵守期間の終了後の両者の持つ秘密資料及び秘密情報の取り扱いについては、同秘密遵守期間の終了前に協議・合意のうえ定めるものとする。	秘密保持義務期間が不明なため、以下の修正をお願いいたします。	原文：「(6) 理研及び本業務実施者は、本業務の契約終了後本基本設計に基づいたシステムが運用を開始するまでは、本項を遵守するものとする。この秘密遵守期間の終了後の両者の持つ秘密資料及び秘密情報の取り扱いについては、同秘密遵守期間の終了前に協議・合意のうえ定めるものとする。」 修正：「(6) 理研及び本業務実施者は、本業務の契約終了後、2031年3月31日までは、本項を遵守するものとする。この秘密遵守期間の終了後の両者の持つ秘密資料及び秘密情報の取り扱いについては、同秘密遵守期間の終了前に協議・合意のうえ定めるものとする。」	ご意見を踏まえ、秘密保持義務を負う期間をより具体化する形で修正いたします。
54	仕様書	11	I. 一般事項	13. 秘密保持	(6)	理研及び本業務実施者は、本業務の契約終了後本基本設計に基づいたシステムが運用を開始するまでは、本項を遵守するものとする。この秘密遵守期間の終了後の両者の持つ秘密資料及び秘密情報の取り扱いについては、同秘密遵守期間の終了前に協議・合意のうえ定めるものとする。	特に、機密保持はプロジェクト終了後も合理的で固定された期間、例えば基本設計が運用開始してから 5 年間など、事前に合意された期間にわたって維持されるべきと考えるので、修正をご検討ください。	[既存 NDA に規定された条項の代替案] 理研及び本業務実施者は、本基本設計に基づいたシステムが運用を開始した後 5年間、または本契約終了後 5 年間のいずれか遅い方で、本項を遵守するものとする。	ご意見を踏まえ、秘密保持義務を負う期間をより具体化する形で修正いたします。
55	仕様書	12	I. 一般事項	17.提案に際しての留意事項	(1)	一般要件及び技術仕様を満たせる根拠 I一般事項に記載されている要求項目、及びII技術仕様に記載されている仕様を満たせる根拠を示すこと。システムとCPU部、及び加速部（GPU）のアーキテクチャを明確にするとともに提案時の性能予測を示す必要がある。性能予測の詳細は総合評価基準に記載する	再掲となりますが、“国内のユーザーが現実に広く利用可能であること”、また“富岳NEXTの運用開始直後からサイエンスの成果を創出していくためには、既存アプリケーションコードを予め加速部へと移植し準備を進めていく必要がある”ということから、世界の大規模なスーパーコンピュータにおいて既に採用実績があることだけでなく、国内のHPCI第二階層センターでの採用実績、およびそこのコードの移植やユーザー支援の実績を、加点等の評価対象に加えることを検討いただけませんか。		前述の通りです。
56	仕様書	13	I. 一般事項	17.提案に際しての留意事項	(7)	経費の概算見積もり 提案時における以下の経費に関する概算見積もりを記すこと。 ① 製造費 ② 開発費	本プロジェクトの開発および製造にかかる総費用は、最終的なデバイスの仕様には依存します。研究開発費、ダイサイズ、歩留まり、シリコンおよびパッケージ技術の選定など、多くの不確定要素が存在することを踏まえ、本見積もりは複数の依存要因の上に成り立っていることをご理解いただきますようお願いいたします。		理研でも同様の認識を持っております。費用の見積もりに当たっては、可能な限り前提条件等を明記し、その前提条件に従って概算見積もりを作成下さるようお願い致します。
57	仕様書	14	II. 技術仕様	1.開発要件	(1) 2)	加速部の要件 加速部としては、プログラミングや性能最適化の観点からユーザーに使いやすいものとなるようオープンなソフトウェアエコシステムが整備されており、また富岳NEXTの稼働前からコード移植を効率的に実施できるよう、加速部アーキテクチャが現状で広く利用可能であることが必要である。そこで、フラッグシップ級の大規模なスーパーコンピュータにおいて既に活用実績を持つGPUに基づくアーキテクチャを演算加速部として導入する。	加速部の要件について、現時点での実績を計る意味合いから、公開されているGPU対応アプリケーションの数を、加点等の評価対象としていただけませんか。		加速部アーキテクチャが現状で広く利用可能であることが必要ではありますが、対応アプリケーション数は実際には運用開始の将来の時点で十分であればよいため、現時点で公開されているGPU対応アプリケーションの数を加点の対象とすることはいたしません。
58	仕様書	14	II. 技術仕様	1.開発要件	(1) 3)	計算ノードの要件 計算ノードには複数のCPU部ソケットと加速部ソケットが搭載され、CPU部と加速部同士はキャッシュコヒーレンスを有する高速リンクで接続されるべきである。また、ノード内の加速部同士は、複数の加速部を利用した並列処理が高速に実行できるよう高帯域な Scale-up ネットワークで接続されることとする。	“計算ノードには複数のCPU部ソケットと加速部ソケットが搭載され、CPU部と加速部同士はキャッシュコヒーレンスを有する高速リンクで接続されるべきである”という記載について、先進的な提案に対して、加点等の評価対象に加えることを検討いただけませんか。		CPU部と加速部同士を接続するキャッシュコヒーレンスを有する高速リンクの性能は加速部に計算処理をオフロードする際の実効性能に影響することから、先進的な提案に対する加点等の評価対象に加えます。

項番	文書	頁	章	節	項	対象部分	意見内容	企業からの修正案	意見への回答
59	仕様書	14	II. 技術仕様	1.開発要件	(1) 3)	計算ノードには複数の CPU 部ソケットと加速部ソケットが搭載され、CPU 部と加速部同士はキャッシュコヒーレンスを有する高速リンクで接続されるべきである。	ワークロードによっては、「富岳」の次世代となる新たなフラッグシップシステムの要件で想定される程度までキャッシュコヒーレンスを拡張すると、性能または消費電力に影響を与える可能性がある。リモートアトミック操作で完全な共有メモリセマンティクスを提供し、キャッシュコヒーレンシーはオプションとする高速リンクの方が、より有用である可能性がある。これによりワークロードごとにプラットフォームを最適化するアーキテクチャが可能になり、OpenMP モデルだけでなく、SHMEM モデルと MPI モデルの両方をサポートすることができる。	左記の仕様に関しては、「計算ノードには複数の CPU部ソケットと加速部ソケットが搭載され、CPU部と加速部同士はキャッシュコヒーレンスを有する高速リンクで接続される、または、リモートアトミック操作で完全な共有メモリセマンティクス持つ高速リンクを提供すること。」と修正いただきたい。	一般にはCPU部と加速部同士がキャッシュコヒーレンスを有するリンクで接続された方が、CPU部と加速部の協調動作において性能面やプログラミング面や優れることが多いため、キャッシュコヒーレンスを有する高速リンクを前提とします。
60	仕様書	P14	II. 技術仕様	1.開発要件	(1) 4)	ネットワークの要件 各計算ノード間は、大規模なアプリケーションを効率的に並列処理できるよう、Scale-out ネットワークにより接続され、また一つの計算ノードが複数ジョブで共用される際にお互いに及ぶ影響が限定されるよう、GPUソケットも Scale-out ネットワーク向けのネットワークインターフェースに直接接続されることとする	この要件は、GPUソケットがネットワーク・インターフェイスに直接接続されていることと解釈しています。干渉問題に取り組む方法は数多くあり、すべてのリソースが直接接続をすることが最適解とは限らないと考えます。よって、本要件を「GPUがスケールアウト・ネットワーク上で高性能かつ同居アプリケーション間の干渉が少ない通信を行う能力を持つこと」としていただけないでしょうか。		GPUにネットワークインタフェースを直接接続をする以外に干渉問題の解決策があり得るかもしれないため、直接接続の方式に加えそれ以外の方式も検討可能なように仕様を修正します。
61	仕様書	14	II. 技術仕様	1.開発要件	(1) 4)	4) ネットワークの要件 各計算ノード間は、大規模なアプリケーションを効率的に並列処理できるよう、Scale-out ネットワークにより接続され、また一つの計算ノードが複数ジョブで共用される際にお互いに及ぶ影響が限定されるよう、GPUソケットもScale-outネットワーク向けのネットワークインターフェースに直接接続されることとする。	「直接接続」の定義があいまいなため、「GPUソケットもScale-outネットワーク向けのネットワークインタフェースにCPUソケットを介さず直接接続されること」など、明確化していただきますようお願いいたします。		ご意見を踏まえ、修正いたします。
62	仕様書	14	II. 技術仕様	1.開発要件	(1) 4)	各計算ノード間は、大規模なアプリケーションを効率的に並列処理できるよう、Scale-out ネットワークにより接続され、また一つの計算ノードが複数ジョブで共用される際にお互いに及ぶ影響が限定されるよう、GPU ソケットも Scale-out ネットワーク向けのネットワークインターフェースに直接接続されることとする。	この仕様は、IO チップレットや通信媒体（イーサネット、Infiniband、UAL 他）などの実装を妨げる可能性がある。Scale-up および Scale-out の定義、およびネットワークに求める機能（性能、トポロジーを含む）を明確化することを提案する。		Scale-up,Scale-outはそれぞれに該当するネットワークの呼称であると共に、近年のGPU並列計算機ではそのようなネットワークを用いることが通常であるため、仕様書に記載以上の定義は不要と考えます。また、「GPU ソケットも Scale-out ネットワーク向けのネットワークインターフェースに直接接続される」仕様は特定の実装を妨げる可能性があるため、それに加えそれ以外の方式も検討可能なように仕様を修正します。
63	仕様書	15	II. 技術仕様	1. 開発要件	(4)	(4) 2025年度以降の主な開発スケジュール（案） 1) 2025年3月～ 基本設計 2) 2026年4月～ 詳細設計(1) 3) 2027年4月～ 詳細設計(2) 4) 2028年4月～ 詳細設計(3)・製造開始 5) 2029年4月～ 設置・調整 6) 2030年4月～ 運用開始	本仕様書の 1. 一般事項 4. 契約期間及び履行期限に「契約期間 契約締結後～2025年 12月22日」とあります。また、II. 技術仕様 1. 開発要件 (4) 2025年度以降の主な開発スケジュール（案）では、「詳細設計(1)」の開始が「2026年4月～」となっています。従いまして、「基本設計」と「詳細設計(1)」の間に約3ヶ月の中断期間が生じるため、中断期間のない開発スケジュールとするか、「運用開始」時期を3ヶ月延伸いただきますようお願いいたします。		可能な限り中断のないような作業期間となるよう配慮する予定ですが、途中段階で国による「評価」が行われ、次の段階へ進むための国の「判断」を経る必要があるため、一定の中断期間が発生する可能性があることをご理解ください。
64	仕様書	16	II. 技術仕様	2. 全体システム構成の仕様	(2) 3)	本体システムにおけるCPU 部は、全体理論FP64 浮動小数点ベクトル演算性能（以下、全体理論HPC 演算性能）及び全体理論FP16(FP8)浮動小数点行列演算性能（以下、全体理論AI FP16(FP8)演算性能）がそれぞれ48 PFLOPS 以上、1500(3000) PFLOPS 以上となる設計とする。本体システムにおける加速部は、全体理論HPC 演算性能及び全体理論AI FP16(FP8)演算性能がそれぞれ3 EFLOPS 以上、150(300) EFLOPS 以上となる設計とする。加速部のAI 演算性能はスパース性を利用しない場合の性能であるが、例えば50%のスパース性を利用することにより倍の実効理論AI 演算性能を構成可能な設計とする。倍精度、単精度、半精度の浮動小数点演算はIEEE754 準拠であること。	令和 5 年度科学技術試験研究委託事業「次世代計算基盤に係る調査研究」（システム研究調査チーム）成果報告書(https://www.mext.go.jp/content/20241111-mxt-jyohoka01-000038552_06.pdf) 9ページにも記載があるように、理論演算性能の意味合いについては各社ばらつきがあるように思われるため、その妥当性についてはベンチマーク等で用いたアプリケーションの性能に比して大きな齟齬が無いかご確認ご判断いただくようお願いいたします。さらに、基本設計ならびに詳細設計時に、技術進化の早い生成AIなど、将来のアプリケーションやアルゴリズムの性能を引き出すための効率的な設計を行うため、本調達時点での目標性能については、柔軟性を残すことをご提案します。そのため、全体演算性能の評価において、本調達の入札時に提案する性能見積が要求性能を満たさない場合も、不合格ではなく、評点が0点となるように変更していただけないでしょうか。例えば、F64 浮動小数点ベクトル演算性能の全体理論演算性能が3EFlopsに満たない場合、現在の仕様書では不合格となりますが、ここを、不合格ではなく0点としていただけないでしょうか。		目標達成の可能性と共に本調達時点における柔軟性を考慮するため、仕様書に記載の加速部全体理論HPC演算性能、および計算ノードに対するシステム全体の最大消費電力に関する条件を変更します。一方で、目標達成が困難となることから、提示した要求性能を下回る場合には不合格とします。
65	仕様書	16	II. 技術仕様	2. 全体システム構成の仕様	(2)-4)	CPU 部の全体主記憶容量及び全体主記憶ピークバンド幅は、それぞれ、10 PiB、7 PB/s 以上を構成可能な設計とする。加速部の全体主記憶容量及び全体ピーク主記憶バンド幅は、それぞれ、10 PiB、800 PB/s 以上を構成可能な設計とする。これらの主記憶容量は、上記それぞれのピークバンド幅を有するメモリの容量であること	上記と同様に、将来のアプリケーションやアルゴリズムの性能を引き出すための効率的な設計を行うため、本調達時点での目標性能については、柔軟性を残すことをご提案します。そのため、加速部の全体主記憶容量及び全体ピーク主記憶バンド幅について、それぞれ 7.5 PiB、600 PB/s を下限とし、また不合格ではなく、評点が0点となるように変更していただけないでしょうか。		必要とする全体主記憶容量およびピークバンド幅を確保しつつ、仕様書に記載の全体主記憶性能が本調達時点において柔軟性を有するように、計算ノードに対するシステム全体の最大消費電力に関する条件を変更します。
66	仕様書	17	II. 技術仕様	2. 全体システム構成の仕様	(2)-5)	計算ノードの構成は本基本設計で決定する。ただし、FP64 浮動小数点ベクトル演算性能とFP16(FP8)浮動小数点行列演算性能の比率といった高精度演算と低精度演算の性能比は、必要に応じて、基本設計後であっても詳細設計完了前まで変更可能とする	浮動小数点行列演算性能の比率のみならず、将来のアプリケーションやアルゴリズムの性能を引き出すための効率的な設計を行うためには、基本設計時に計算ノードの構成を確定することが合理的ではない可能性があることを考慮いただけますでしょうか。また、浮動小数点演算性能の比率については、FP64,FP16,FP8だけでなく、その他のデータタイプの可能性も含めて比率は詳細設計時まで変更可能という解釈が良いでしょうか。		計算ノードの構成は本基本設計で決定します。ただし、新たな演算データタイプが今後要求されるようになる可能性を否定できないことから、理研が必要と認める場合には、FP64浮動小数点ベクトル演算性能とFP16(FP8)浮動小数点行列演算性能の比率といった高精度演算と低精度演算の性能比、および異なるデータタイプとの演算性能比を、基本設計の後であっても詳細設計完了前までに変更可能とすべきと考えます。また、十分な演算精度が得られれば良いとの観点からIEEE754準拠の制限も緩和することも選択肢になると考えます。そのように、仕様を変更します。
67	仕様書	17	II. 技術仕様	2. 全体システム構成の仕様	(3)-2)	2) CPU 部は、ARM 命令セットを有するメニーコア型のアーキテクチャであり、計算ノードあたり1 又は複数のCPU ソケットを有する。HPC 向けのFP64 及びFP32 の浮動小数点 Vector演算に加えて、AI の特に推論の高速化のために、FP16、FP8 やBF16 等の浮動小数点行列演算、及びINT8 等の低精度整数行列演算が可能であること。これらの演算性能はできるだけ高性能であることが望ましい。また、大容量の主記憶を搭載することが望ましい。CPU部は仮想化をサポートする。基本設計において、コア数、ソケット数、周波数、マイクロアーキテクチャ、演算性能、メモリ性能、及びメモリ容量などを決定する。	CPU 部は、ARM 命令セットを有するメニーコア型のアーキテクチャであることと規定されていますが、基本ソフトであるコンパイラやライブラリ群及び各種応用ツール群やアプリケーションなどのARMエコシステムへの対応状況、またx86からARMへの移行容易性への取り組みなど、現時点での実績を加点等の評価対象に加えることを検討いただけないでしょうか。		ARM命令セットを有するメニーコア型のアーキテクチャという要求仕様は、富岳の資産継承を担保するためのものであり、また、公平性を確保する観点から、頂いた意見のような評価基準や加点の追加は行いません。
68	仕様書	17	II. 技術仕様	2. 全体システム構成の仕様	(3) 2)	CPU 部は、ARM 命令セットを有するメニーコア型のアーキテクチャであり、計算ノードあたり1 又は複数の CPU ソケットを有する。	I. 一般事項 2.(1)に対する意見と同じ。		上述の回答と同じ。

項番	文書	頁	章	節	項	対象部分	意見内容	企業からの修正案	意見への回答
69	仕様書	17	II. 技術仕様	2.全体システム構成の仕様	(3)-2)	GPU は複数階層のキャッシュメモリを搭載し、ソケットあたりの LLC 総容量は 50MB 以上であること。	製造する際に変わる可能性があり、プロジェクトの現段階で設計制約を追加することは避けることを提案いたしますので、削除をご検討ください。	[削除]	複数階層のキャッシュメモリやLLCの総容量50MBは問題となり得る設計制約を与えるとは考えられないため、削除はいたしません。
70	仕様書	17	II. 技術仕様	2.全体システム構成の仕様	(3)-4)	(3) 4) 3400 以上の計算ノードで(2) 3)の全体理論演算性能が達成できる構成とする。なお、基本設計において計算ノード数を決定すること。	計算ノード数の要件を削除し、効率的で高性能なアクセラレータ設計を可能にすることを求めます。最適な設計ポイントは、現在から数年後にチップを製造する際に変わる可能性があり、プロジェクトの現段階で設計制約を追加することは避けることを提案いたしますので、修正をご検討ください。	基本設計において計算ノード数を決定すること。	システム全体への要求性能があることから、計算ノードサイズ（計算ノードにおけるCPUソケット数やGPUソケット数）を左右するパラメータである計算ノード数に対しては下限を設けるべきと考えています。しかしながら、II-1 富士NEXT開発における基本要件に「基本設計の結果、要求仕様に変更の必要が生じる場合は、理研との協議の上、仕様の一部変更を認める場合がある。」と記載の通り、基本設計において計算ノード数の下限を変更することはあり得ると考えます。以上から、仕様の変更はいたしません。
71	仕様書	17	II. 技術仕様	2.全体システム構成の仕様	(3)-4)	3400 以上の計算ノードで(2) 3)の全体理論演算性能が達成できる構成とする	3400ノードを下限とする理由はありませんでしょうか。要求される全体理論演算性能が3400ノード以下で達成可能な場合でも3400以上のノード数が必須の条件になりますでしょうか。		同上
72	仕様書	17	II. 技術仕様	2.全体システム構成の仕様	(3) 6)	計算ノード内外の高性能計算用ネットワークとして、Scale-up ネットワーク 及び Scale-out ネットワークを検討し、検討結果を成果物に記載すること。	II. 技術仕様 1. (1) 4) に対する意見と同じ。		II. 技術仕様 1. (1) 4) に対する回答と同じ。
73	仕様書	18	II. 技術仕様	2.全体システム構成の仕様	(5) 1) ②	② 第1階層はローカルストレージを導入し、以下の性能を有すること。	最新の市場動向を鑑みると、仕様を満たすためには第1階層ストレージの使用SSD数の大幅な増加、高コスト化が予想されます。	原文：「② 第1階層はローカルストレージを導入し、以下の性能を有すること。」 修正：「② 第1階層はローカルストレージを導入し、以下に記す性能を目標として基本設計で決定する。」と修正いただきますようお願いいたします。	ご意見を踏まえ、修正いたします。
74	仕様書	18	II. 技術仕様	2.全体システム構成の仕様	(5) 1) ②	② 第1階層はローカルストレージを導入し、以下の性能を有すること。 ●バンド幅：計算ノードの全メモリの内容を 2分以下で書き出すことができること。読み込みも同等以上の性能であること。 ●IOPS：単一計算ノードあたりメタデータ処理（ファイル生成・削除、Read/Write を含む） IOPSが8K以上であること ●容量：総メモリサイズの3倍以上となること ●ローカルストレージについて、各計算ノードのローカルに搭載するノードローカルストレージ、及びストレージ専用のノードを導入し複数台の計算ノードからネットワークを介して共有されるニアノードローカルストレージなどを第1階層のストレージとして検討し、検討結果を成果物に記載すること	ニアノードローカルストレージの共有範囲はシステムノード構成で固定なのか、ジョブなどで共有範囲が変動とするのか、想定される要件を明記いただけますようお願いいたします。		ニアノードローカルストレージの共有範囲は、目標性能の実現可能性や（ハードウェアおよびソフトウェアを含む）開発・製造コストを総合的に加味し基本設計で検討することとし、仕様書において要件を明記することで特定の設計を排除しないこととします。したがって、修正はいたしません。
75	仕様書	18	II. 技術仕様	2.全体システム構成の仕様	(5) 1) ③	③ 第2階層は全ての計算ノードから共有される共有ストレージを導入し、以下の性能を有すること。 ●バンド幅：計算ノードの全メモリの内容を MPI IO による Single Shared File 方式によって 10 分以下で書き出すことができること。読み込みも同等以上の性能であること。 ○想定する Single Shared File 方式：各プロセスが同じファイルの別々の領域にアクセスするパターン。ファイルは 2 次元以上の構造化データ (2D データ等)を想定する。 ●IOPS：全ノードから同時にリクエストされる I/O 処理に対して、I/O 処理が停止することなく安定して稼働し 1 ノードあたり IOPS が 1K 以上の性能であること。 ●容量：総メモリサイズの 30 倍以上となること ●バンド幅、IOPS、容量、価格のバランスを最適化するために、SSD を基本としながらも HDD を併用した第 2 階層ストレージも検討し、検討結果を成果物に記載すること。	第2階層ストレージのバンド幅は20PiBを600秒以内、すなわち約38TB/s以上と仕様化されていますが、これは富士の20倍以上に当たり、高コストが予想されます。そのため、計算ノード数と同様に、第2階層ストレージも構成可能であることを要件とし、基本設計で規模を決定することが望ましいと考えます。内容の修正をお願いいたします。		ご意見を踏まえ、修正いたします。
76	仕様書	14~	II. 技術仕様			全体	本基本設計について調達を分けられる場合には、該当部分のみの提出とさせていただきます。		ご意見のとおりとします。
77	仕様書	20	II. 技術仕様	2.全体システム構成の仕様	(8) 4)	4) 計算ノードの消費電力の95%以上をDirect Liquid Coolingとすること。なお、98%以上が望まし理研と最適な構成を検討し、検討結果を成果物に記載すること。冷却水条件として、ASHRAE W4 (W45)及び空調条件としてASHRAE A4を原則とする。ただし、夏以外はW3とすることも許容する。冷却水の温度差は10度程度とすること。5%分の冷却については間接外気空調を理研が用意する予定である。	1. 一般事項 2. 概要 (3)に記載のOCP規格などのオープンな規格では、電源部(AC-DC変換部)は空冷が一般的です。このOCP規格を採用すべきという方針と本項の水冷比率95%以上の両立には電源部の専用開発が必要であり、コスト増が想定されます。加速部の情報も不足しているため、95%以上を目標として基本設計で決定する旨に、修正いただきますようお願いいたします。		カーボンニュートラルの観点から電源部までを含めたDirect Liquid Coolingの水冷とすることを目標としています。水冷部の割合が減ると施設側の間接外気空調の整備費が増えること、およびPUEの悪化による運用費の増加が見込まれるためです。一方で開発・製造コストに対して柔軟に対応するために電源部の水冷を検討することおよび95%の数値を目標性能と明記します。
78	仕様書	20	II. 技術仕様	II-2 基本設計業務		システムソフトウェアの設計とともに実施するプロトタイプ実装においては、本業務 実施者が理研と協力して行うこととする。	システムソフトウェアの設計とともに実施するプロトタイプ実装の範囲と詳細の提供を求めます。		システムソフトウェアのプロトタイプ実装に関しては削除します。
79	仕様書	25	II. 技術仕様	2.2 システムソフトウェア	1)	計算ノードにおいてハイパーバイザやコンテナなどの仮想環境を利用するための機構をソフトウェア・ハードウェアの両面で検討し、検討結果を成果物に記載すること。	仮想化とRFC 全体に関連する一般的なコメントとして、物理ドメインとサイバードメインのいずれにおいてもセキュリティに関する要件がない。メモリ全体の暗号化、暗号化メモリアクセス、ディスク上の暗号化、エンドツーエンドの鍵管理について、具体的に要求されていない。 必要に応じて以下の要件に関する仕様の追加を検討することを提案する。 ・ジョブ、コンテナ、その他の作業単位間のプライバシーを確保するために、計算サイクル、メモリ内容、ネットワーク、短期/長期のストレージシステムにおいて、国家標準または商業基準に準拠することを認証できる強力な分離技術に関する要件は必要か。 ・システムの物理ノードに、改ざんを防止するソリューションやセンサーの実装は必要か。 ・マイクロコード、ファームウェア、ブートフロー、一般的な OS が侵害されないようにするために、堅牢性はどの程度必要か。		仮想化を実現するにあたりセキュリティ機能の要件がないというご意見であり、本項については修正はいたしません。II-2 2. 1にセキュリティ機能を追加します。
80	仕様書	21	II. 技術仕様	II-2 1.1	5)	5) ノード・ポッド間インターコネクト (Scale-out ネットワーク)	本項目はスケールアウトネットワークに関するもので、「ノード・ポッド間インターコネクト (Scale-out ネットワーク) 」は「ポッド・ポッド間インターコネクト (Scale-out ネットワーク) 」を意味するのではないだろうか。	ポッド・ポッド間インターコネクト (Scale-out ネットワーク)	Scale-upネットワークの構成により、ノード間の、またはポッド間のScale-outネットワークとなります。そのように修正します。
81	仕様書	23	II. 技術仕様	II-2 1.3	(5) 1)	(5) 1) AI フレームワーク	貴所が求める最新の AI フレームワーク（例：Pytorch、Tensorflow）を明確にして。これにより必要なタスクを正確に整理することが可能となります。		AIフレームワーク関連のソフトウェアは変化が激しく、基本設計の段階で柔軟に対応できるようにするため、特定のAIフレームワークを指定することはできません。

項番	文書	頁	章	節	項	対象部分	意見内容	企業からの修正案	意見への回答
82	仕様書	27	II. 技術仕様	II-2 4		4. アプリとの協調設計と性能チューニング •FSベンチマークを中心に理研が指定するアプリケーションの協調設計のためのチューニング	本意見書項目 4 で記載した理由により、本項目の削除をご検討ください。	[削除]	「チューニング」→「チューニング支援」と修正します。
83	仕様書	28	II. 技術仕様	II-2 4	(5) 6)	(5) 6) 富岳 NEXT のアプリとして追加が必要になるもの	リスト内の GPT-2 は古いモデルであり、GPT-3 はすでに現在の MLPerf Training ベンチマークから外されています。こういった背景から大規模言語モデルとしては、Llama 2 (llama2_70b_lora) や Llama 3 を推奨させていただきます。なお、これらはより最新であり、MLCommons の MLPerf Trainingベンチマークの一部となっています。		より最新のベンチマークに基づいてシステムの評価をすることが適切と判断し、仕様書を修正いたします。
84	仕様書	30	II. 技術仕様	II-2 4	(5) 6)	(表内) 商用ソフトウェア Gaussian	貴所には、商用ソフトウェアベンダーに対して、選定されたプラットフォームでの GPU オフロードをサポートするアプリケーションを提供するために、GPU ベンダーと協力して GPUポートの対応を促進する働きかけをしていただくよう要請させていただきます。本アプリケーションは一般的にコードが公開されていないため、必要な修正を行って正しい機能と性能をコミットすることは、弊社単独では不可能と考えております。		Gaussianについて、ソフトウェアベンダーに、GPUベンダーと協力してGPUへの移植を対応するよう働きかけをいたしますので、修正は致しません。
85	仕様書	26	II. 技術仕様	3.2 システムソフトウェア	2)	1 つの GPU を仮想的に複数の GPU に分割することで、複数人が同時に1つのGPUを使用できる仮想化機能について検討し、検討結果を成果物に記載すること。	II. 技術仕様 2.2 1) に対する意見と同じ。		セキュリティ機能の要件がないというご意見であり、本項の要件については修正はいたしません。
86	仕様書	26	II. 技術仕様	4 アプリとの協調設計と性能チューニング		4 アプリとの協調設計と性能チューニング 本基本設計では、II-1に示した富岳NEXT開発における基本要件の要求仕様に従い、以下の4点を行うこと。加速部部分、CPU、それ以外のシステム全体とを個別に協調設計する必要がある場合には、協調設計対象部分以外の構成は富岳NEXTとして想定されるアーキテクチャに最も近く最新のものをを使用することを原則とし、対象部分に対して本章の各項目を実施すること。	アプリケーションチューニングについて、本業務実施者が全て行ってしまうと、コード開発者によって継続してメンテナンスすることが難しくなります。そのことから、チューニングそのものではなく、協調チューニング、あるいはチューニング支援 という形に変更することをご提案します。アプリケーションオーナーやコード開発者と本業務実施者が協調することで、継続的なアプリケーションの実行性能向上が実現できると考えます。		「チューニング」→「チューニング支援」と修正します。
87	仕様書	26	II. 技術仕様	4 アプリとの協調設計と性能チューニング		4 アプリとの協調設計と性能チューニング 本基本設計では、II-1に示した富岳NEXT開発における基本要件の要求仕様に従い、以下の4点を行うこと。加速部部分、CPU、それ以外のシステム全体とを個別に協調設計する必要がある場合には、協調設計対象部分以外の構成は富岳NEXTとして想定されるアーキテクチャに最も近く最新のものをを使用することを原則とし、対象部分に対して本章の各項目を実施すること。 □富岳NEXT導入までの協調設計のロードマップ作成 □ロードマップに従った協調設計を行っていくためのベンチマークフレームワークの構成 将来ユーザが随時参加できるベンチマーク体制、それらベンチマークの結果も取り入れる協調設計、協調設計の情報を随時発信していくための機構の構成 □FSベンチマークを中心に理研が指定するアプリケーションの協調設計のためのチューニング	アプリケーションチューニングについて、本業務実施者が全て行ってしまうと、コード開発者によって継続してメンテナンスすることが難しくなります。そのことから、チューニングそのものではなく、協調チューニング、あるいはチューニング支援 という形に変更することをご提案します。アプリケーションオーナーやコード開発者と本業務実施者が協調することで、継続的なアプリケーションの実行性能向上が実現できると考えます。		「チューニング」→「チューニング支援」と修正します。
88	仕様書	28	II. 技術仕様	4 アプリとの協調設計と性能チューニング	(4)	アプリケーションのチューニング ベンチマーク-協調設計に必要なアプリケーションについて、理研、及びアプリケーション提供者と協調してチューニング方法の検討、又は可能なものについて実際のチューニングを進めること。	“チューニングを進めること。”を、“チューニングを支援すること。”に変更いただけませんか。コードチューニングを本業務実施者が全て行ってしまうと、コード開発者によって継続してメンテナンスすることが難しくなります。そのことから、アプリケーションオーナーやコード開発者を本業務実施者が支援することで、継続的なアプリケーションの実行性能向上が実現できると考えます。		「チューニング」→「チューニング支援」と修正します。
89	仕様書	31	II. 技術仕様	II-2 8		8. 全体経費以下の経費について、その内訳及び根拠を調査・検討すること。 (1) 詳細設計以降の開発経費 (2) 整備（製造・設置）経費	本プロジェクトの開発および製造にかかる総費用は、最終的なデバイスの仕様で依存します。研究開発費、ダイサイズ、歩留まり、シリコンおよびパッケージ技術の選定など、多くの不確定要素が存在することを踏まえ、本見積もりは複数の依存要因の上で成り立っていることをご理解いただけますようお願いいたします。		ご記載の通りと理研も理解しており、経費の算出にあたっては、可能な限り前提条件等を明記し、その前提条件に従って経費の算出をして下さるようお願い致します。
						以下は、仕様書案にはありませんが、富岳NEXTのコンセプトを踏まえての、ご提案となります。			
90	仕様書	-	-	-	-	ソサエティ 5. 0 を支えるエコシステムに対する評価（量子・サイバー・物理・教育）	新たなフラッグシップシステム「富岳NEXT」では、「量子HPC連携プラットフォーム」に関する成果や知見の活用も示されていますが、量子コンピューティングとHPCおよびAIの融合を目指したプラットフォームや開発環境の整備状況を加算等の評価対象としてはいかがでしょうか。 https://www.riken.jp/pr/news/2025/20250122_1/index.html#note6		量子コンピューティングとHPCおよびAIの融合は重要な点であり、基本設計・詳細設計、また整備以降も理研として重点的・継続的に取り組むべき課題であると認識しています。そのため、今後ベンダーやコミュニティと広く協力して実現すべきものであり、現時点の状況のみを鑑みて評価対象とすることはそぐわないと考えます。
91	仕様書	-	-	-	-	プロジェクトの社会実装	I. 一般事項 2. 概要 “科学的成果の最大化、情報産業への世界的な訴求力を意識した国産技術の高度化と技術継承、グローバルマーケットへの展開を念頭に置きつつ” という記載に関連して、富岳NEXTプロジェクトの成果に対して具体的な展開計画の提案があった場合には、加算等の評価対象としてはいかがでしょうか。 [Redacted]		国産技術の高度化と技術継承、グローバルマーケットへの展開は、富岳NEXTプロジェクトで重要と考える視点であることもあり、評価対象とすることを検討させていただきます。
92	仕様書	-	-	-	-	プロジェクトの連続性・継続性	富岳NEXTとその先を見据えて、継続性を持って検討可能な技術についての提案を行う場合は、加算等の評価対象としていただけないでしょうか。		グローバルマーケットへの展開を求めている点からも、継続性のある技術を提案して頂くことが前提であり、当然満たすべき要件と考えられるため、加算要素することはいたしません。
93	別添資料	3	3			[Redacted]	[Redacted]		[Redacted]
94	情報セキュリティに関する事項	32	1			情報セキュリティ対策	本項 (1) ~ (15) は、システムインテグレーションおよびその後の保守を担う事業者に対して必要なものと解釈しています。本基本設計について調達を分けられる場合、システムインテグレーションの調達に該当しないものについて、除外していただけますでしょうか。		ご意見を踏まえ、(7)(8)(11)(12)(15)を削除いたします。
95	情報セキュリティに関する事項	33	2			遠隔作業要件	本項 (1) ~ (4) は、システムインテグレーションおよびその後の保守を担う事業者に対して必要なものと解釈しています。本基本設計について調達を分けられる場合、システムインテグレーションの調達に該当しないものについて、除外していただけますでしょうか。		ご意見を踏まえ、遠隔作業要件は削除いたします。
96	情報セキュリティに関する事項	33	3			クラウドサービス利用時のセキュリティ要件	本項 (1) ~ (10) は、システムインテグレーションおよびその後の保守を担う事業者に対して必要なものと解釈しています。本基本設計について調達を分けられる場合、システムインテグレーションの調達に該当しないものについて、除外していただけますでしょうか。		ご意見を踏まえ、クラウドサービス利用時のセキュリティ要件を削除いたします。

項番	文書	頁	章	節	項	対象部分	意見内容	企業からの修正案	意見への回答
97	情報セキュリティに関する事項	34	4. 補則			補則 本業務実施者は以下の応札条件を満たしていること。なお、第三者機関による認証の有無がわかる資料（認証範囲が業務範囲と一致していること）を理研に提出すること。	本基本設計について調達を分けられる場合、本項(1)~(10)の中で該当しないものについて除外していただけないでしょうか。		各社からのご意見を踏まえ、修正いたします。
98	情報セキュリティに関する事項	34	4. 補則		(1)	(1) JIS Q 15001:2006 認証あるいはプライバシーマークを有し、ISMS あるいは ISO/IEC 27001(情報セキュリティマネジメントシステム) 認証を受けていること。	当社では独自の情報セキュリティポリシーを策定し、機密性、完全性、可用性の確保等、ISO/IEC27001と同等のセキュリティ対策を実施し、また継続的に改善に努めております。本仕様については同等の活動も認めて頂きたい、仕様変更の検討をお願いいたします。		ご意見を踏まえ、削除いたします。
99	情報セキュリティに関する事項	34	4. 補則		(1)	(1) JIS Q 15001:2006 認証あるいはプライバシーマークを有し、ISMS あるいは ISO/IEC 27001(情報セキュリティマネジメントシステム) 認証を受けていること。	(1) について、外国籍企業の場合を考慮し、JISの取得要件は除外していただけないでしょうか。		ご意見を踏まえ、削除いたします。
100	情報セキュリティに関する事項	34	4. 補則		(3)	(3) ISMS あるいは ISO/IEC 27001 認証を取得していること。なお、情報が保存されるデータセンターが別の場合は当該データセンターでも ISMS あるいは ISO/IEC27001 認証を取得していること	指定されている「情報」示すものが明確になっておらず、また4.(1)と重複する内容と推察されますので、要件の削除をお願いいたします。	削除	ご意見を踏まえ、修正いたします。
101	情報セキュリティに関する事項	34	4. 補則		(4)	(4) クラウドサービス提供者は ISO/IEC 27018（個人情報に係るクラウドサービスセキュリティ）認証を取得していること。	当該認証は、クラウドサービス事業者がパブリッククラウド上で管理する個人情報の保護に焦点を当てた国際規格であるため、本調達においては必須要件ではないものと考えます。要件の削除をお願いいたします。	削除	ご意見を踏まえ、削除いたします。
102	情報セキュリティに関する事項	34	4. 補則		(5)	(5) クラウドサービス提供者は ISO/IEC 27017（クラウドサービスセキュリティ）認証を取得していること。	当該認証は、クラウドサービスの提供や利用に対して適用されるクラウドセキュリティの第三者認証であるため、本調達では対象外と考えますので、要件の削除をお願いいたします。	削除	ご意見を踏まえ、削除いたします。
103	情報セキュリティに関する事項	34	4. 補則		(6)	(6) ISO/IEC 15408（Common Criteria）に基づく認証を取得していること。	Common Criteriaの認証対象は、完成した製品及びシステムであるため、本調達では対象外と考えますので、要件の削除をお願いいたします。	削除	ご意見を踏まえ、削除いたします。
104	情報セキュリティに関する事項	34	4. 補則		(6)	(6) ISO/IEC 15408（Common Criteria）に基づく認証を取得していること。	本基本設計について調達を分けられる場合、コアコンポーネント事業者はISO/IEC 15408を取得していないことがあることから、除外していただけないでしょうか。		ご意見を踏まえ、削除いたします。
105	情報セキュリティに関する事項	34	4. 補則		(8)	(8) ISO9001（品質マネジメントシステム）の認証を取得していること。	当社では 顧客要求事項を明確化するとともに、それらを満たすためのプロセスを確立、文書化し、継続的な改善活動を通じて、製品・サービスの品質向上に努める等、ISO9001と同等の品質マネジメントシステムを有しております。本仕様については同等の活動も認めて頂きたい、仕様変更の検討をお願いいたします		ご意見を踏まえ、修正いたします。
106	総合評価 基準案	36		4		4. プレベンチマーク評価 基本設計に先立って、本仕様書で示しているシステムの実効性能が幅広いアプリケーションにおいて達成できる可能性を有しているかを評価するために、以下に記載するベンチマークコードの性能を見積もること。	基本設計が開始される前に、各アプリケーションの性能を確約することは時期尚早と考えます。アーキテクチャおよびその仕様が精査される際に、提出した見積もりが変更される可能性があることを前提とする必要があります。	基本設計に先立って、本仕様書で示しているシステムの実効性能が、提案されたシステム構成のもとで、幅広いアプリケーションにおいて達成できる可能性を有しているかを評価するために、以下に記載するベンチマークコードの性能の初期段階での予測を行うこと。この予測値は詳細設計において精査される可能性を認める。	この仕様は、基本設計が開始される前に各アプリケーションの性能を確約して頂くことを意図したものではありません。あくまで、アーキテクチャおよびその仕様が精査される際に性能見積もりが変更される可能性があることを前提とした上で、基本設計に先立って、幅広いアプリケーションにおいて高い実効性能が達成できる提案であるかを評価するためのものです。したがって、その時点での性能見積もりを、その根拠と合わせて提出ください。
107	総合評価 基準案	36		4		4. プレベンチマーク評価	各ベンチマークの問題サイズを、具体的にご提供ください。		問題サイズの仮定等は、ベンチマークコードに含まれるドキュメントに記載しますので、そちらを参照願います。
108	総合評価 基準 (案)	38		5		5.得点・配分 I.一般事項2.概要に示す一般要求項目(1)~(8)に関して、それらを満たすための具体的な方策や根拠が書かれていること。	基礎点20点、基準点20点とありますが、こちらは0~20点の段階評価でしょうか。その場合、基準を示していただけないでしょうか。		仕様書の内容を満たすことが大前提ですので、具体的な方策や根拠について記載されていれば、段階評価ではなく20点の基礎点を付与します。
109	総合評価 基準 (案)	40				1.12 コンパイラやライブラリ等のシステムソフトウェアの設計にあたり、OSSを用いて設計するソフトウェア数が8割以上ならば加点。	前述の通り、OSSの割合が8割だったとしても、ソフトウェア全体の数そのものが少なくは趣旨にそぐわないのではないかと考えられます。割合ではなく、OSSの本数数で段階的に評価するよう変更いただけないでしょうか。		本事業で開発したソフトウェアの内、多くのソフトウェアを原則としてオープンソースとして公開し、その後も変更や拡張を通じて富岳NEXTおよびコミュニティの発展に貢献するという基本方針に基づいている。このため、OSSの本数を加点基準とする方式への変更は採用せず、OSSの割合を評価基準とする方針を維持します。 一方、開発したソフトウェアをOSSとして公開する場合、コミュニティへの貢献はその割合に応じて段階的に寄与されると評価できるため、加点方式もそれに従い段階的にすることとします。
110	総合評価 基準 (案)	42				5.1過去に国内外を問わずフラッグシップ級のスパコンに関して類似の業務を実施した実績があること。0.5EFLOPS（倍精度浮動小数点の理論ピーク性能）以上のスパコン（システム全体、あるいはCPUまたはGPUの構成要素）に関する開発を行った実績内容により加点する。	前述の通り、世界の大規模なスーパーコンピュータにおいて既に採用実績があることだけでなく、国内のHPCI第二階層センターでの採用実績、およびそこのコードの移植やユーザー支援の実績を評価点に加えてはいいかがでしょうか。		前述の通りです。
111	総合評価 基準案	42				6.2.1 一般事項 11. 連絡会議で記載している検討会を実施する体制になっており、各検討項目責任者が検討会に参加できる体制を有していれば加点	加点は 5 点であり、基本点も 5 点ですが、基礎点が割り当てられていないため、記載ミスの可能性はございますでしょうか。		記載ミスではなく、加点項目のみの配点となっております。
112	総合評価 基準 (案)	43				8. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	外国籍企業の場合、日本独自の認定は取得しておらず、国際機関や本社のある国での評価を取得している場合があります。またダイバーシティが男女や年齢のみならず、人種やLGBTなどより幅広いものを含む場合があります。富岳NEXTが国際連携の下でプロジェクトを進めるにあたり、日本独自の認定だけでなく、それに変わる外部評価を受けている場合はそれを持って評価する、あるいは本評価項目を削除することを検討いただけないでしょうか。例えばアメリカのケースでは、えるぼし認定やくみん認定のような認定制度はありませんが、Human Rights Campaign (HRC) が発行する Corporate Equality Index (CEI) は、企業がLGBTQ+従業員に対してどれだけ包摂的な環境を提供しているかを評価する指標で、この評価の一環として、性別平等や性差別撤廃に関する取り組みも重要な要素として評価されます。		本評価基準は日本の官公庁の入札において一般的なものであると理解しており、修正はいたしません。
113	業務請負 契約書	44							

項番	文書	頁	章	節	項	対象部分	意見内容	企業からの修正案	意見への回答
114	業務請負契約書	45	第1条 (契約の目的)		2	1.発注者は、特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律に基づきスーパーコンピュータ「富岳」(以下「富岳」という。)の次世代となる新たなフラッグシップスーパーコンピュータ(以下「富岳NEXT」といい、その開発・整備プロジェクトを「富岳NEXTプロジェクト」という。)の基本設計等に係る業務(以下「本業務」という。)を受注者に発注し、受注者はこれを請け負う。 2.本業務は、以下のスケジュールで、各フェーズに分けて行われる富岳NEXTプロジェクトにおける富岳NEXTの基本設計であり、富岳NEXTの製造、設置及び運用開始を実現することを目的とするものである。	本業務は富岳NEXTの基本設計に係る業務と1項で規定されていますが、2項は運用開始までを本業務の目的とするような記載となっています。本業務を明確にするため、以下の修正をお願いいたします。	原文：「2.本業務は、以下のスケジュールで、各フェーズに分けて行われる富岳NEXTプロジェクトにおける富岳NEXTの基本設計であり、富岳NEXTの製造、設置及び運用開始を実現することを目的とするものである。」 修正：「2.本業務は、以下のスケジュールで、各フェーズに分けて行われる富岳NEXTプロジェクトにおける富岳NEXTの基本設計である。」	本業務の内容は契約書案の2条で特定されています。ご意見の該当箇所によって、契約上、本業務の内容が不明確になっているとは認められませんので、修正はいたしません。
115	業務請負契約書	46	第2条 (本業務の内容)			第2条の2(共同提案・共同受注) 2.複数者による共同提案・共同受注の場合、各受注者は、発注者に対し連帯して本業務に係るすべての責任を負う。	複数者による共同提案・共同受注の場合、各受注者は、他の受注者の活動を管理することができないため、連帯責任を負うことはできません。それぞれの受注者は、自身の貢献の範囲内でのみ責任を負うべきと考えます。したがって、1)この条項の最終文を削除するか、2)各受注者の責任をその貢献の範囲に限定するように修正することをご検討ください。	[削除]もしくは 2.複数者による共同提案・共同受注の場合、各受注者は、理研に対し、本業務に関連する各自の責任を個別に負う。	ご意見を踏まえ検討させていただきます。ただし、特にCPU部と加速部の連携部分については、CPU部のベンダーと加速部のベンダーが十分な共同検討を行い、整合性のある成果物を納めて頂くことが重要であり、それを確保するための具体策について、十分な提案を行って頂くことが必要です。
116	業務請負契約書	46	第2条 (本業務の内容)		5	5.富岳NEXTプロジェクトに関し、発注者が受注者に対して必要な情報を伝達した場合、受注者は、発注者から提示された情報を前提として、かつ、当該情報に基づき、本業務を行わなければならない。	仕様書及び契約書で定めた業務の変更を示唆した条項となっているため、本項は削除いただけますようお願いいたします。		業務の前提となる情報の提供を行うものであり、業務の変更を示唆するものではありません。
117	業務請負契約書	45	第2条		3	成果報告書は、仕様書「II 技術仕様」に適合する内容とし、仕様書「II-2 基本設計業務」記載の各項目(「4. アプリとの協調設計と性能チューニング」を除く。)について、仕様書「II 技術仕様」に従って設計及び検討を行った結果を取りまとめ、内容について詳細に記述すること。特に以下の内容も盛り込むこと。 (1)全体システム構成(全体構成図、計算ノードの設計仕様案。特に外部記憶装置に関しては2030年頃の技術・性能を踏まえた検討結果とその妥当性、根拠等) (2)ハードウェア設計書(CPU部、加速部それぞれについて、2030年頃の技術・性能を踏まえた設計仕様案、設計目標値とその妥当性、根拠等) (3)ソフトウェア設計書(CPU部、加速部それぞれについて、設計仕様案、開発分担当案) (4)システム諸元 (5)建屋等に対する設置環境条件 (6)2026年度以降の体制等 (7)全体経費の見積りの詳細	前述の通り、本基本設計について調達を分けられる場合には、該当部分のみの成果物としてください。		ご意見の通りいたします。
118	業務請負契約書	45	第2条		4	アプリとの協調設計及びアプリ性能評価報告書は、仕様書「II 技術仕様」に適合する内容とし、仕様書「II-2「4. アプリとの協調設計と性能チューニング」に従って作業を行った結果をとりまとめ、内容について詳細に記述すること。特に、以下の内容を盛り込むこと。 (1)協調設計ロードマップ (2)ベンチマークフレームワークの構成 (3)ベンチマーク/協調設計/情報発信機構の構成 (4)アプリチューニング、性能評価結果、性能推定手法等	前述の通り、協調アプリチューニング、またはアプリチューニング支援としていただけますでしょうか。		「チューニング」→「チューニング支援」と修正します。
119	業務請負契約書	46	第3条 (契約代金内訳書等)		2,3,4	第3条(契約代金内訳書等) 1.受注者は、契約代金内訳書(以下「内訳書」という。)を作成し、発注者に提出し、その承諾を受けなければならない。ただし、発注者が内訳書の提出を要しない旨通知した場合はこの限りでない。 2.発注者の通知により内訳書を提出しない場合、内訳書に記載のない項目が生じた場合若しくは内訳書によることが不適当な場合又は内訳書が未だ承諾を受けていない場合にあって、契約金額の変更を必要とする場合は、変更時の価格を基礎として、その他の場合にあっては、内訳書記載の単価を基礎として、それぞれ発注者と受注者で協議・合意して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には発注者が定め、受注者に通知する。 3.前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。 4.本契約の規定により、受注者が経済状況の変動(物価の上昇や為替の変動等)その他客観的かつ合理的な事情によりやむを得ず増加費用を必要とする場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者が協議・合意して定める。 5.本契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする	予期せぬ事態や変更が生じた際に、発注者と受注者が協議を通じて適切な対応を取ること、協議が整わない場合の契約解除の条件を明確にすることを目的に以下の修正・追加をお願いいたします。	第2項 原文：「2.発注者の通知により内訳書を提出しない場合、内訳書に記載のない項目が生じた場合若しくは内訳書によることが不適当な場合又は内訳書が未だ承諾を受けていない場合にあって、契約金額の変更を必要とする場合は、変更時の価格を基礎として、その他の場合にあっては、内訳書記載の単価を基礎として、それぞれ発注者と受注者で協議・合意して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には発注者が定め、受注者に通知する。」 修正：「2.発注者の通知により内訳書を提出しない場合、内訳書に記載のない項目が生じた場合若しくは内訳書によることが不適当な場合又は内訳書が未だ承諾を受けていない場合にあって、契約金額の変更を必要とする場合は、変更時の価格を基礎として、その他の場合にあっては、内訳書記載の単価を基礎として、それぞれ発注者と受注者で協議・合意して定める。」 第6項 追加：「6.本条第2項及び第4項の定めにより協議を継続しても協議が整わない場合、発注者及び受注者は本契約を解除することができるものとし、この場合においては、当該解除時点における既済部分の取り扱いについては第28条第2項の規定を準用するものとする。また、当該解除により、変更の申し出の原因となった事情を生じさせた当事者の相手方が損害を被ったときは、当該損害の賠償につき、申し出られた変更の程度その他の事情を斟酌したうえで、受注者発注者誠意をもってその取扱いについて協議し、合意するものとする。」	ご意見を踏まえ、本条を削除いたします。
120	業務請負契約書	46	第3条 (契約代金内訳書等)		2	2.ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には発注者が定め、受注者に通知する。	一方的な金額の変更は受け入れがたいため、削除をご検討ください。	[削除]	ご意見を踏まえ、本条を削除いたします。
121	業務請負契約書	47	第6条 (再委託の制限)		1	1.受注者は、業務の全部又は主要部分を第三者に行わせるてはならない。なお、主要部分以外の部分であっても、受注者において業務の一部について再委託先ないし下請負人(以下「再委託先等」という。)に行わせる場合には、あらかじめ発注者と当該再委託先等に行わせる内容について協議を行い、事前の承諾を得た上で実施することができる。	受託者が自己の裁量で再委託先を決定できない場合、受託者と再委託先との業務連携(システムやプロセス、体制構築など)が大きな負担になります。また、委託内容をあらかじめ協議し、承諾を得るまでに時間を要することで業務の遂行に支障をきたす可能性があります。従いまして、以下の修正をお願いいたします。	原文：「1.受注者は、業務の全部又は主要部分を第三者に行わせるてはならない。なお、主要部分以外の部分であっても、受注者において業務の一部について再委託先ないし下請負人(以下「再委託先等」という。)に行わせる場合には、あらかじめ発注者と当該再委託先等に行わせる内容について協議を行い、事前の承諾を得た上で実施することができる。」 修正：「1.受注者は、業務の全部又は主要部分を第三者に行わせるてはならない。なお、主要部分以外の部分であっても、受注者において業務の一部について再委託先ないし下請負人(以下「再委託先等」という。)に行わせる場合には、あらかじめ発注者へ当該再委託先等に行わせる内容について報告を行った上で実施することができる。」	ご意見を踏まえ、再委託の際には、双方合意の上で実施する形へと修正いたします。
122	業務請負契約書	47	第6条 (再委託の制限)		2	2.前項なお書きの場合において、第三者に行わせる際の契約書には再委託先等選定基準(受注者で作成し、発注者の承認を得ること。以下同じ。)に定めた事項を記載し、受注者は当該再委託先等との間で本契約に定める発注者に対する義務と同等の義務を当該再委託先等に課すものとする。	再委託選定基準を作成、報告して承認を得るまでに時間を要すると考えられ業務の遂行に支障をきたす可能性があると考えます。従いまして、以下の修正をお願いいたします。	原文：「2.前項なお書きの場合において、第三者に行わせる際の契約書には再委託先等選定基準(受注者で作成し、発注者の承認を得ること。以下同じ。)に定めた事項を記載し、受注者は当該再委託先等との間で本契約に定める発注者に対する義務と同等の義務を当該再委託先等に課すものとする。」 修正：「2.前項なお書きの場合において、第三者に行わせる際の契約書には再委託先等選定基準に定めた事項を記載し、受注者は当該再委託先等との間で本契約に定める発注者に対する義務と同等の義務を当該再委託先等に課すものとする。」	ご意見を踏まえ、再委託先等選定基準について理研の承認を受けることを求める文言を削除いたします。なお、再委託等に当たっては発注者と受注者双方の合意が必要となります。

項番	文書	頁	章	節	項	対象部分	意見内容	企業からの修正案	意見への回答
123	業務請負契約書	47	第8条 (富岳NEXTプロジェクトへの継続参加)		1, 2.	1. 受注者は、発注者に対し、富岳 NEXT の詳細設計、製造、設置、調整及び運用開始に至るまで富岳NEXTプロジェクトに参加する意向を有していることを表明及び保証し、受注者が富岳 NEXT の運用開始に至らない段階で自己の都合により富岳NEXTプロジェクトに継続して参加することを取りやめることをせず、発注者の求めに応じて、富岳NEXTの運用開始に至るまで継続して必要な協力を行うことを誓約する。 2. 受注者が富岳NEXTの運用開始に至らない段階で自己の都合により富岳NEXTプロジェクトに継続して参加する意向を翻した場合、発注者は、受注者に対し、それによって発注者が 被った損害の賠償を請求し、同時に契約金額の100 分の10に相当する違約金としての違約金の支払いを求めることができる。ただし、戦争、天災地変その他の不可抗力の事由又は研究開発開始時点で予測することのできない事由によって受注者の責任によらない事情があると発注者が認めた場合についてはこの限りではない。	基本設計契約の履行義務は契約期間内のみ発生するものであり、本項は、今回のご調達とは異なる契約に対するご要件と考えます。将来の未締結な契約に関する誓約はいたしかねますので、本項の削除をお願いいたします。	削除	ご意見を踏まえて、文言の修正は検討させていただきます。他方で、本件は、仕様書の「II. 技術仕様 1. 開発要件 (6) 予算概要および開発・整備項目に関する予算割合」に記載のとおり、富岳NEXTの製造、運用を目的として、富岳NEXTプロジェクト全体の予算や費用配分割合の目安が検討されているものであり、この点を十分ご理解頂くことは、弊研究所として、調達、予算執行の合理性確保の観点からも重要であると考えております。そのため、本項の全削除ではなく、修正での対応と致します。
124	業務請負契約書	47	第8条 (富岳NEXTプロジェクトへの継続参加)		1	1. 受注者は、発注者に対し、富岳 NEXT の詳細設計、製造、設置、調整及び運用開始に至るまで富岳 NEXT プロジェクトに参加する意向を有していることを表明及び保証し、受注者が富岳 NEXT の運用開始に至らない段階で自己の都合により富岳 NEXT プロジェクトに継続して参加することを取りやめることをせず、発注者の求めに応じて、富岳NEXTの運用開始に至るまで継続して必要な協力を行うことを誓約する。	業務開始前に理由なしでの契約解除に関しては、違約金を課さず、損害賠償は合理的な範囲に限定すべきと考えますので、修正をご検討ください。	受注者は、発注者に対し、富岳 NEXT の詳細設計、製造、設置、調整及び運用開始に至るまで富岳 NEXTプロジェクトに参加する意向を有していることを表明及び保証する。また、受注者は商業的に合理的な努力のもと、富岳 NEXT の運用開始に至らない段階で自己の都合により富岳NEXT プロジェクトに継続して参加することを取りやめることをせず、発注者の求めに応じて、富岳NEXTの運用開始に至るまで継続して必要な協力を行うよう努める。	ご提案頂いた修正案を検討させていただきます。
125	業務請負契約書	47	第8条 (富岳NEXTプロジェクトへの継続参加)		2	2. 受注者が富岳 NEXT の運用開始に至らない段階で自己の都合により富岳 NEXTプロジェクトに継続して参加する意向を翻した場合、発注者は、受注者に対し、それによって発注者が被った損害の賠償を請求し、同時に契約金額の100 分の10に相当する違約金としての違約金の支払いを求めることができる。ただし、戦争、天災地変その他の不可抗力の事由又は研究開発開始時点で予測することのできない事由によって受注者の責任によらない事情があると発注者が認めた場合についてはこの限りではない。	業務開始前に理由なしでの契約解除に関しては、違約金を課さず、損害賠償は合理的な範囲に限定すべきと考えますので、修正をご検討ください。	受注者が富岳 NEXT の運用開始に至らない段階で自己の都合により富岳 NEXT プロジェクトに継続して参加する意向を翻した場合、発注者は、受注者に対し、それによって発注者が被った合理的な損害の賠償を請求することができる。ただし、戦争、天災地変その他の不可抗力の事由、または研究開発開始時点で予測できない事由によって受注者の責任によらない事情があると発注者が認めた場合については、この限りではない。	ご提案頂いた修正案を検討させていただきます。
126	業務請負契約書	48	第9条 (業務計画書)			受注者は、本業務の実施に先立って、発注者及び受注者で合意した様式に従い、業務計画書を作成し、発注者に提出し、その承諾を受けなければならない。	本条の「業務計画書」について、仕様書（I. 一般事項）第7項に記載のある「実施計画書」と同一のものでしょうか。同一の場合、用語の統一いただけますようお願いいたします。		仕様書の「実施計画書」に記載を統一いたします。
127	業務請負契約書	48	第11条 (連絡会議)		4	4. 受注者は、定例検討会に参加し、発注者の意見及び指示に基づき基本設計に当たらなければならない。議事録に記載すべき事項については発注者の指示に従い、議事録案については発注者の承認を得ることとする。	仕様書及び契約書で定めた業務の変更を示唆した条項となっているため、本項は削除いただけますようお願いいたします。		ご意見を踏まえ、理研の意見及び指示が仕様書及び契約書の規定する範囲内で合理的になされるものに限定されることを明確にする形で修正いたします。
128	業務請負契約書	48	第11条 (連絡会議)		6,7,8	6. 定例検討会とは別に緊急の検討会を必要とする場合には、発注者の呼びかけに応じて、受注者は、適宜臨時検討会を開催するものとする。 7. 受注者は、発注者の呼びかけに応じて、適宜要素技術検討会を開催するものとする。 8. 受注者は、発注者の呼びかけに応じて、適宜アプリケーション開発者も含めたコデザイン検討会を開催するものとする。	一方的な呼びかけに応じることができない場合もあり得ると考えますので、「発注者の呼びかけに応じて」の記載について、「適宜双方合意の上」に変更いただけますようお願いいたします。		ご意見を踏まえ、一方的な呼びかけにならぬよう理研が合理的な日程調整等を行うことを明記する形で修正いたします。
129	業務請負契約書	48	第11条 (連絡会議)		9	9. 発注者は、検討会等における検討をスムーズに進めるため、受注者に対し、必要に応じて再委託先等の出席を求めことができ、受注者はこれに応じて当該再委託先等を検討会等に出席させなければならない	再委託先を検討会等に出席させることは本来締結すべき労働者派遣契約を締結せずに労働者派遣を行っている状態とみなされ適法でない懸念があります。本項は削除していただくようお願いいたします。削除が不可の場合は、再委託先へ発注者から直接指示しない旨を追記するようお願いいたします。		ご意見を踏まえ、理研の求めに応じて受注者が再委託先等を出席させなければならない旨の定めを削除いたします。
130	業務請負契約書	48	第12条 (監査)		1	1. 発注者は、受注者及び再委託先等（以下、総称して「受注者等」という。）の受注業務の進捗状況その他の本契約に基づく義務の履行状況を確認する必要があるときは、受注者等の作業場所に立ち入り、受注者等に作成中の書類やプログラム等の開示を求めらるなどして受注業務の進捗状況その他の本契約に基づく義務の履行状況につき監査を行うことができる	当社のセキュリティ管理および他社情報を含め秘密情報の管理の観点から、事前通告なしに監査には対応いたしかねます。従いまして、以下の修正をお願いいたします。	原文：「1. 発注者は、受注者及び再委託先等（以下、総称して「受注者等」という。）の受注業務の進捗状況その他の本契約に基づく義務の履行状況を確認する必要があるときは、受注者等の作業場所に立ち入り、受注者等に作成中の書類やプログラム等の開示を求めらるなどして受注業務の進捗状況その他の本契約に基づく義務の履行状況につき監査を行うことができる」 修正：「1. 発注者は、受注者及び再委託先等（以下、総称して「受注者等」という。）の受注業務の進捗状況その他の本契約に基づく義務の履行状況を確認する必要があるときは、受注者等の作業場所に立ち入り、受注者等に作成中の書類やプログラム等の開示を求めらるなどして受注業務の進捗状況その他の本契約に基づく義務の履行状況につき監査を行うことができる。なお、立ち入りにあたっての詳細は、事前に受注者及び発注者間にて協議の上取り決めるものとする。」	ご意見を踏まえ、修正いたします。
131	業務請負契約書	48	第12条 (監査)		1	1. 発注者は、受注者及び再委託先等（以下、総称して「受注者等」という。）の受注業務の進捗状況その他の本契約に基づく義務の履行状況を確認する必要があるときは、受注者等の作業場所に立ち入り、受注者等に作成中の書類やプログラム等の開示を求めらるなどして受注業務の進捗状況その他の本契約に基づく義務の履行状況につき監査を行うことができる。	貴所の監査権に合理的な制限を設けることをご検討ください。	1. 発注者は、受注者及び再委託先等（以下、総称して「受注者等」という。）の受注業務の進捗状況その他の本契約に基づく義務の履行状況を確認する必要があるときは、発注者は、合理的な事前の書面通知を行い、かつ受注者のセキュリティ及び安全要件を遵守した上で、受注者等の作業場所に立ち入り、受注者等に作成中の関連書類やプログラム等の開示を求めらるることにより、受注業務の進捗状況及び本契約に基づく義務の履行状況を監査することができる。発注者が指定する代表者は、かかる検査及び情報、データ等の受領に先立ち、当事者間の NDAに定められたものと同等以上に制限的な条件を含む受注者に対する秘密保持契約を締結しなければならない。	ご意見を踏まえ、修正いたします。
132	業務請負契約書	49	第16条 (業務関係者に関する措置請求)		1	1. 発注者は、受注者が業務に着手した後に受注者の業務責任者又は使用人が業務の履行について不適當であると客観的かつ合理的に認められるときは、受注者に対して、その理由を記載した書面により、必要な措置をとるべきことを求めることができる。 2. 受注者は前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について、請求を受けた日から14日以内に必要な措置をとらなければならない。	発注者からの請求のみの規定となっているため、受注者の請求権保護の目的で以下の修正をお願いいたします。	追加：「3. 受注者は、監督員が職務の執行について不適當であると客観的かつ合理的に認められるときは、発注者に対して、その理由を記載した書面により、必要な措置をとるべきことを求めることができる。 4. 発注者は前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について、請求を受けた日から14日以内に必要な措置をとらなければならない。」	監督員の発注者の意図によらない変更は本業務に支障をきたすおそれがあるため修正いたしかねます。

項番	文書	頁	章	節	項	対象部分	意見内容	企業からの修正案	意見への回答
133	業務請負契約書	50	第18条 (業務内容の変更)			発注者は、必要があるときは、本業務の内容の変更を受注者に通知して、本業務の内容を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約金額を変更し、また、受注者における本業務の履行に係る費用が増加したときは客観的かつ合理的な範囲で当該増加分の費用を負担しなければならない。	発注者が一方的に業務の内容を変更することができる条項に見受けられるため、双方合意の上での変更とさせていただきます。以下の修正をお願いいたします。	原文：「発注者は、必要があるときは、本業務の内容の変更を受注者に通知して、本業務の内容を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約金額を変更し、また、受注者における本業務の履行に係る費用が増加したときは客観的かつ合理的な範囲で当該増加分の費用を負担しなければならない。」 修正：「発注者は、必要があるときは、本業務の内容の変更を希望する旨を受注者に通知し、両者協議の上合意した場合に本業務の内容を変更することができる。 この場合において、発注者は、履行期間若しくは契約金額の変更の要否を含め、事前に受注者と協議のうえ合意をし、また、受注者における本業務の履行に係る費用が増加したときは客観的かつ合理的な範囲で当該増加分の費用を負担しなければならない。」	ご意見を踏まえ、修正いたします。
134	業務請負契約書	50	第20条 (検査)		1	1. 受注者は、所定の業務が完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。また、受注者は、成果物のドラフト版を、遅くとも履行期限の1か月程度前に発注者に提出し、その内容及び最終版の方向性等について発注者の確認を受け、適宜協議の上発注者の承諾を得るものとし、その後第4条第1項に基づき成果物を納入するものとする。	提出期限の1ヶ月前に提出するドラフト版の合意に時間を要した場合に、納品物の提出が遅延する恐れがありますので、以下の修正をお願いいたします。	原文：「1. 受注者は、所定の業務が完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。また、受注者は、成果物のドラフト版を、遅くとも履行期限の1か月程度前に発注者に提出し、その内容及び最終版の方向性等について発注者の確認を受け、適宜協議の上発注者の承諾を得るものとし、その後第4条第1項に基づき成果物を納入するものとする。」 修正：「1. 受注者は、所定の業務が完了したときは、その旨を発注者に通知し、第4条第1項に基づき成果物を納入するものとする。」	理研内での最終納品前の確認作業があり、修正を依頼する可能性があるため、事前のドラフト版提出をお願いするものです。「合意」ではなく「協議」に修正いたします。
135	業務請負契約書	50	第20条 (検査)		4	4. 前項の規定による検査の結果、不合格のものについては、発注者は、受注者に対して相当の期間を定めて完全な履行を請求し、又は履行に代え若しくは履行とともに損害の賠償を請求することができる。 5. 前項に定める損害賠償請求は、履行期間を経過したにもかかわらず、受注者が検査に合格しなかった場合に限り行うことができる。	貴所の検査不合格時の損害賠償について、合理的な制限を設けることをご検討ください。	第20条（検査） 4. 前項の規定による検査の結果、客観的に不合格とされたものについては、理研は、受注者に対して相当の期間を定めて完全な履行を請求し、または履行に代えて若しくは履行とともに実際の損害に見合った合理的な損害賠償を請求することができる。 5. 前項に定める損害賠償請求は、履行期間が経過したにもかかわらず、受注者が客観的に検査に合格しなかった場合に限り行うことができる。	ご意見を踏まえ、修正いたします。
136	業務請負契約書	51	第23条 (許認可等)		1	1. 受注者は、本業務の実施に関して、適用ある法律、政省令、政令、規則、ガイドライン等（各国の輸出管理に関する法令を含むがこれに限らない。以下「法令等」という。）に基づき必要となる一切の許可、承認、認可、認定等を受注者の費用及び責任で取得し、法令等に基づき必要となる登録、届出、報告等を自らの費用及び責任で履行するものとする。	これらのライセンス要件は相互的であるべきであり、相手方の協力を必要とすると考えているため、修正をご検討ください。	1. 受注者は、本業務の実施に関して、発注者の合理的な協力のもと、適用ある法律、政省令、政令、規則、ガイドライン等（各国の輸出管理に関する法令を含むがこれに限らない。以下「法令等」という。）に基づき必要となる一切の許可、承認、認可、認定等を受注者の費用及び責任で取得し、法令等に基づき必要となる登録、届出、報告等を自らの費用及び責任で、発注者の合理的な協力のもと、履行するものとする。	ご意見を踏まえ、修正いたします。
137	業務請負契約書	51	第23条 (許認可等)		2	2. 受注者は、仕様書に規定する納入物（発注者による納入・検収完了後の成果物及び打合せ議事録を当然に含むものとし、以下同じ。）の利用に関して、適用ある法令等に基づき必要となる一切の許可、承認、認可、認定等を受注者の費用及び責任で取得し、法令等に基づき必要となる登録、届出、報告等を受注者の費用及び責任で履行するものとする。	これらのライセンス要件は相互的であるべきであり、相手方の協力を必要とすると考えているため、修正をご検討ください。	2. 受注者は、仕様書に規定する納入物（発注者による納入・検収完了後の成果物及び打合せ議事録を当然に含むものとし、以下同じ。）の利用に関して、発注者の合理的な協力のもと、適用ある法令等に基づき必要となる一切の許可、承認、認可、認定等を受注者の費用及び責任で取得し、法令等に基づき必要となる登録、届出、報告等を受注者の費用及び責任で、発注者の合理的な協力のもと、履行するものとする。	ご意見を踏まえ、修正いたします。
138	業務請負契約書	51	第23条 (許認可等)			第23条（許認可等）項目3として追加	これらのライセンス要件は相互的であるべきであり、相手方の協力を必要とすると考えているため、修正をご検討ください。	3. 発注者は、受注者の合理的な協力のもと、自らの費用と責任において、適用される法律および規制、政府命令、省令、閣議決定、規則、指針等（各国の輸出管理法規を含むが、これに限定されない。以下「法令等」）に基づき必要とされるあらゆる許可、承認、認証、認可、資格取得等を取得するものとする。また、発注者は、本契約に基づく義務の履行に関連して、受注者の合理的な協力のもと、自らの費用と責任において、法令等に基づき必要とされる各種登録、届出、報告等を実施するものとする。	ご意見を踏まえ、修正いたします。
139	業務請負契約書	51	第23条 (許認可等)		3	3. 発注者が、受注者に対して、本業務に関連して、又は仕様書に規定する納入物を取り扱うにあたって、適用ある法令等を遵守するために必要な情報（各国の法令等の適用の有無を判断するために必要な情報、該非判定に必要な情報を含むが、これらに限らない。）の提供を求めたときは、受注者はかかる情報を提供するものとする。	これらのライセンス要件は相互的であるべきであり、相手方の協力を必要とすると考えているため、修正をご検討ください。	4. 発注者が、受注者に対して、本業務に関連して、又は仕様書に規定する納入物を取り扱うにあたって、適用ある法令等を遵守するために必要な情報（各国の法令等の適用の有無を判断するために必要な情報、該非判定に必要な情報を含むが、これらに限らない。）の提供を求めたときは、発注者の合理的な協力のもと、受注者はかかる情報を提供するものとする。	必要な情報提供については発注者の協力を要せずとも行っていただく必要があるため修正いたしかねます。
140	業務請負契約書	51	第24条 (知的財産権)			第24条（知的財産権）	知的財産権の取り扱いに関する一般的な注意点として記載させていただきます。これらの権利は最終的に相互に署名された書面による合意においてのみ決定されるべきものと考えます。それ以外のものは無効であり、執行不可能であると考えます。		本件においても最終的には署名・合意の上、契約が締結されます。
141	業務請負契約書	51	第24条 (知的財産権)		1	1. 受注者が、自己の単独開発部分を含む納入物を完成するにあたっては、当該受注者は、自己の保有する技術情報のうち、納品物の使用及び本業務の目的に必要な部分、並びに受注者が必要と認めた部分につき、発注者に対して開示するものとする。	本業務の目的に必要な部分が曖昧なため、以下の修正をお願いいたします。	原文：「1. 受注者が、自己の単独開発部分を含む納入物を完成するにあたっては、当該受注者は、自己の保有する技術情報のうち、納品物の使用及び本業務の目的に必要な部分、並びに受注者が必要と認めた部分につき、発注者に対して開示するものとする。」 修正：「1. 受注者が、自己の単独開発部分を含む納入物を完成するにあたっては、当該受注者は、自己の保有する技術情報のうち、納品物の使用及び受注者が必要と認めた部分につき、発注者に対して開示するものとする。」	客観性・公平性から、「受注者が、自己の単独開発部分を含む納入物を完成するにあたっては、当該受注者は、自己の保有する技術情報のうち、納品物の使用に受注者が必要とする部分」につき、理研に対して開示するものとする。」と修正します。
142	業務請負契約書	51	第24条 (知的財産権)		2(2)	2(2) 本業務の知的財産権のうち、発注者及び受注者が共同して行ったものは、発注者及び当該受注者の共有とするものとする。	共同で知的財産を開発または創出することはないと考えているため、「共有知的財産権」は存在しないと認識しております。このため、修正をご検討ください。	本業務の知的財産権のうち、発注者及び受注者が共同して行ったものは、最終的に署名された書面による合意により決定し、相互に合意するものとする。	共同での創出も可能性としてはある以上、共同創出がなされた場合について取り決めておく必要があることは上述のとおりです。
143	業務請負契約書	51	第24条 (知的財産権)		2(3)	2(3) 本業務の知的財産権のうち、前号により発注者及び受注者の共有となるもの（以下「共有知的財産権」という。）の出願を行う場合の権利の持分、維持管理、手続等については、両当事者間で協議・合意のうえ定めるものとする。	共同で知的財産を開発または創出することはないと考えているため、「共有知的財産権」は存在しないと認識しております。このため、修正をご検討ください。	本業務の知的財産権のうち、前号により発注者及び受注者の共有となるもの（以下「共有知的財産権」という。）の出願を行う場合の権利の持分、維持管理、手続等については、両当事者間で協議し、書面による合意のうえ定めるものとする。	共同での創出も可能性としてはある以上、共同創出がなされた場合について取り決めておく必要があることは上述のとおりです。
144	業務請負契約書	52	第24条 (知的財産権)		4.(1)	(1) 発注者は、富岳NEXTプロジェクトの期間中であるか否かにかかわらず、受注者知的財産権について、自ら研究開発を行う目的で自由に無償で実施及び利用（第三者に実施又は利用させる場合は含まない。）できるものとする。疑義を避けるために述べると、富岳NEXTプロジェクトに関係する研究開発のために受注者知的財産権を発注者が自ら実施又は利用することも本号に含まれる。	「非独占的に」と明記することで、第三者にも本業務実施者知的財産権について実施許諾できることが明確になると考えます。 従いまして、本条 3項 (1) の記載と揃え、以下の修正をお願いいたします。	原文：「発注者は、富岳NEXTプロジェクトの期間中であるか否かにかかわらず、受注者知的財産権について、自ら研究開発を行う目的で自由に無償で実施及び利用（第三者に実施又は利用させる場合は含まない。）できるものとする。」 修正：「発注者は、富岳NEXTプロジェクトの期間中であるか否かにかかわらず、受注者知的財産権について、自ら研究開発を行う目的で無償で非独占的に実施及び利用（第三者に実施又は利用させる場合は含まない。）できるものとする。」	ご意見を踏まえ、修正いたします。

項番	文書	頁	章	節	項	対象部分	意見内容	企業からの修正案	意見への回答
145	業務請負契約書	52	第24条 (知的財産権)		4. (1)	4 (1) 発注者は、富岳NEXTプロジェクトの期間中であるか否かにかかわらず、受注者知的財産権について、自ら研究開発を行う目的で自由に無償で実施及び利用（第三者に実施又は利用させる場合は含まない。）できるものとする。疑義を避けるために述べると、富岳NEXTプロジェクトに係る研究開発のために受注者知的財産権を発注者が自ら実施又は利用することも本号に含まれる。	貴所が富岳 NEXT プロジェクトに関係のない弊社の知的財産権を自身や「発注者自身」の研究開発のために自由に無償で利用することは受け入れられません。弊社は、書面による合意で定められた条件の下でのみ、富岳 NEXT プロジェクトの目的を推進するために知的財産権へのアクセスを許可することと考えますので、修正をご検討ください。	発注者は、受注者の書面による同意を条件として、富岳 NEXT プロジェクトの期間中であるか否かにかかわらず、自らの研究開発を行う目的で、受注者の知的財産権を無償で実施および利用することができる（第三者に実施または利用させる場合は含まない。）ただし、その実施または利用の条件は、発注者と受注者の間で相互の合意に基づき、別途協議および書面による合意により決定されるものとする。疑義を避けるために述べると、富岳 NEXTプロジェクトに係る研究開発のために受注者知的財産権を発注者が自ら実施又は利用することも本号に含まれる。	納入物の利用等に関しては、納入していただいた以上、期間中であるか否かにかかわらず、受注者からの更なる書面同意や追加条件などなしに、利用（将来のメンテナンス等も含めて）できてしかるべきとの認識です。 ただし、「受注者知的財産権」と定義される知財権のうち、いわゆるバックグラウンド（既存の知的財産権）のものについては、プロジェクトの外（期間後、或いはプロジェクト以外の研究開発目的）に使用する場合（但し納入物利用それ自体は除く）の権利利用許諾条件を別途協議・合意する、ということは可能と考えております。具体的には場合分けで次のように考えています。 (以下、41項と同じ)
146	業務請負契約書	52	第24条 (知的財産権)		4. (2)	(2) 富岳NEXTプロジェクトに関与する第三者（受注者が複数いる場合、他の受注者を含むものとする。以下この号において同じ。）は、富岳NEXTプロジェクトの期間中であるか否かにかかわらず、富岳NEXTに係る研究開発を行う目的（当該研究開発に必要な試作機等を製造する目的を含むものとする。以下同じ。）及びメンテナンス目的のために必要な限度において受注者知的財産権を自由に無償で実施又は利用できるものとし、受注者は当該第三者に対して受注者知的財産権（人格権を含む）を行使せず、かつ、行使させない。	富岳NEXTプロジェクトに関与する第三者に対しての実施許諾についての条項なので、実施・利用はプロジェクトの期間中にすべきと考えます。また、受注者知的財産権の利用条件は受注者と第三者との間で決定させていただきたいと考えます。従いまして、以下の修正をお願いいたします。	原文：「(2) 富岳NEXTプロジェクトに関与する第三者（受注者が複数いる場合、他の受注者を含むものとする。以下この号において同じ。）は、富岳NEXTプロジェクトの期間中であるか否かにかかわらず、富岳NEXTに係る研究開発を行う目的（当該研究開発に必要な試作機等を製造する目的を含むものとする。以下同じ。）及びメンテナンス目的のために必要な限度において受注者知的財産権を自由に無償で実施又は利用できるものとし、受注者は当該第三者に対して受注者知的財産権（人格権を含む）を行使せず、かつ、行使させない。」 修正：「(2) 富岳NEXTプロジェクトに関与する第三者（受注者が複数いる場合、他の受注者を含むものとする。以下この号において同じ。）は、富岳NEXTプロジェクトの期間中において、富岳NEXTに係る研究開発を行う目的（当該研究開発に必要な試作機等を製造する目的を含むものとする。以下同じ。）及びメンテナンス目的のために必要な限度において受注者知的財産権を利用できるものとするが、発注者が第三者に実施許諾若しくは利用許諾する場合は有償とし、その条件および金額は、受注者と第三者との間で決定する。」	納入物の利用等に関しては、納入していただいた以上、期間中であるか否かにかかわらず、受注者（ベンダー様）からの更なる書面同意や追加条件などなしに、利用（将来のメンテナンス等も含めて）できてしかるべきとの認識です。 ただし、「受注者知的財産権」と定義される知財権のうち、いわゆるバックグラウンド（既存の知的財産権）の「共有第三者」の同意を要するものについては、プロジェクトの外（期間後、或いはプロジェクト以外の研究開発目的）に使用する場合（但し納入物利用それ自体は除く）の権利利用許諾条件を別途協議・合意する、として修正します。
147	業務請負契約書	52	第24条 (知的財産権)		4. (2)	4 (2) 富岳 NEXT プロジェクトに関与する第三者（受注者が複数いる場合、他の受注者を含むものとする。以下この号において同じ。）は、富岳 NEXT プロジェクトの期間中であるか否かにかかわらず、富岳 NEXT に関する研究開発を行う目的（当該研究開発に必要な試作機等を製造する目的を含むものとする。以下同じ。）及びメンテナンス目的のために必要な限度において受注者知的財産権を自由に無償で実施又は利用できるものとし、受注者は当該第三者に対して受注者知的財産権（人格権を含む）を行使せず、かつ、行使させない。	弊社の知的財産権を第三者が無償で利用すること、たとえそれが富岳 NEXT に関連する研究開発や「メンテナンス」のためであっても、受け入れることはできません。このプロジェクトに参加するために、いかなる当事者も知的財産権、特に人格権を放棄すべきではないと考えますので、修正をご検討ください。	富岳 NEXT プロジェクトに関与する第三者（受注者が複数いる場合、他の受注者を含むものとする。以下この号において同じ。）は、受注者の書面による同意を得た上で、かつ、相互に合意された書面による条件に基づき、富岳 NEXT に関する研究開発を行う目的（当該研究開発に必要な試作機等を製造する目的を含むものとする。以下同じ。）に必要な限度において受注者知的財産権を実施又は利用することができます。	第三者利用に関して、少なくとも納入頂いた納入物に関しては、プロジェクトに関与する第三者も、期間中であるか否かにかかわらず、受注者からの更なる書面同意や追加条件などなしに、利用（将来のメンテナンス等も含めて）できてしかるべきとの認識です。「人格権」に関しては、「放棄」ではなく、「不行使」です。なお、日本国の著作権法では、ご案内のとおり、著作権人格権は譲渡できず著作権者個人に残るため、著作権の譲渡・承継の際には、かかる譲渡不可な人格権の不行使を約させる規定を入れるのが一般的です。
148	業務請負契約書	52	第24条 (知的財産権)		4 (3)	4 (3) 富岳 NEXT プロジェクトの途中で、受注者が継続業務の受託を行わない決定を行った場合、受注者知的財産権について、受注者は、継続業務の実施者である第三者が継続業務のために受注者知的財産権を無償で利用することを許諾するものとする。	本プロジェクトにおける弊社の知的財産権の第三者による利用について、弊社がプロジェクトを終了した後継続するための利用を許諾することはできません。プロジェクトを離れた後に、弊社、第三者、そして理研貴所との間で書面によるライセンス契約がない限り、知的財産権のライセンスを許諾することには同意できません。プロジェクトを中止した場合に自動的にライセンスが発生することは認められませんので、削除をご検討ください。	[削除]	途中でプロジェクトから離脱された場合、少なくともその時点までの納入物に関しては、継続業務の実施者である第三者が引き続き使用できなければ困りますのでパラグラフの削除には応じかねますが、いわゆるバックグラウンドのものについての考え方は上述の項番145をご参照ください。
149	業務請負契約書	52	第24条 (知的財産権)		5	5. 第 2 項第 2 号において発注者と受注者の共有となった知的財産権（以下、総称して「共有知的財産権」という。）については、以下のとおりとする。なお、受注者が複数いる場合、本項における「受注者」は、当該共有知的財産権を発注者と共有する受注者を意味し、また「第三者」には他の受注者を含むものとする。	本意見事項番 12,13 に記載したとおり、私たち貴所と弊社が共同で知的財産を開発または創出することはないと考えておりますので、「共有知的財産権」は存在しないと認識しております。すなわち、この共有を許可する場合には、当事者間で合意した書面による条件の下でのみ行うべきだと考えるため、修正をご検討ください。	第 2 項第 2 号において発注者と受注者が共有することとなった知的財産権（以下、総称して「共有知的財産権」という。）については、以下のとおりとする。なお、受注者が複数いる場合、本項における「受注者」は、当該共有知的財産権を発注者と共有する受注者を意味し、また「第三者」には他の受注者を含むものとする。 (1) 発注者および受注者は、相互の書面による合意に基づく条件の下で、富岳 NEXT プロジェクトの目的およびそれぞれの研究開発の目的のために、共有知的財産権を実施または利用することができる（ただし、第三者に実施または利用させることはできない）。 (2) 発注者または受注者が研究開発以外の商業目的で共有知的財産権を実施または利用する場合、または発注者または受注者が第三者に対して共有知的財産権を実施または利用するライセンスを付与する場合は、目的の如何を問わず、発注者と受注者との書面による合意に基づき、別途書面で協議し合意された条件（共有者間の分配に関する条件および商業的利益および/または実施および利用から生じるライセンス収入に関する第三者への使用ライセンスの条件を含む）に従って実施または利用されるものとする。かかる条件については、富岳 NEXT プロジェクトの目的が、日本の技術開発能力を維持・発展させるとともに、同じ価値観を共有する国々との国際協力を促進することであり、この目的を達成するために、商業的利用を通じてプロジェクトの成果を発展させることが不可欠であるという共通理解に照らして、実施または利用を実質的に妨げない合理的な条件であり、共有される権利に基づく発注者と受注者の間の公平性を目的として設定されるものとする。 (3) 前号にかかわらず、発注者および/または受注者は、相互の書面による合意に基づき、富岳 NEXT プロジェクトに関与する第三者が、本プロジェクトを実施するために必要な範囲で、共有知的財産権を自由にかつ無償で実施または利用することを許可することができる。	共同での創出も可能性としてはある以上、共同創出がなされた場合について取り決めておく必要があることは上述のとおりです。
150	業務請負契約書	53	第24条 (知的財産権)		5 (4)	5 (4) 第 2 号にかかわらず、富岳 NEXT プロジェクトの途中で受注者が継続業務の受託を行わない決定を行った場合、発注者が本業務の継続実施者である第三者に対し、継続業務のために共有知的財産権を無償で利用させることができるものとし、受注者はあらかじめこれに同意するものとする。	本プロジェクトにおける弊社の知的財産権の第三者による利用について、弊社がプロジェクトを終了した後継続するための利用を許諾することはできません。プロジェクトを離れた後に、弊社、第三者、そして貴所との間で書面によるライセンス契約がない限り、知的財産権のライセンスを許諾することには同意できません。プロジェクトを中止した場合に自動的にライセンスが発生することは認められないため、削除をご検討ください。	[削除]	貴社離脱後であっても共有知的財産権は継続実施者に無償で利用させることが可能でなくてはなりません。
151	業務請負契約書	53	第24条 (知的財産権)		6	6. 受注者は、受注者知的財産権及び共有知的財産権について、発明者、著作権者その他創作者に人格権が残存するときは、本条に従って実施又は利用する権利を有する発注者及び第三者に対して当該人格権を行使させないことを保証する。	どの当事者も、本プロジェクトに参加するために知的財産権、特に人格権を放棄すべきではないと考えますので、削除をご検討ください。	[削除]	「人格権」に関しては、「放棄」ではなく、「不行使」です。なお、日本国の著作権法では、ご案内のとおり、著作権人格権は譲渡できず著作権者個人に残るため、著作権の譲渡・承継の際には、かかる譲渡不可な人格権の不行使を約させる規定を入れるのが一般的ですので、修正なしといたします。
152	業務請負契約書	53	第24条 (知的財産権)		7	7. 発注者及び受注者は、本業務の契約終了後（受注者が継続業務の受託を行わない決定を行った場合も含み、終了事由を問わない。）も、本条を遵守するものとする。	本業務から離れた後に、書面によるライセンス契約なしで発注者に弊社の知的財産権をライセンスすることには同意できません。プロジェクトを中止した場合に自動的にライセンスが発生することは許諾できませんので、削除をご検討ください。	[削除]	削除には応じられません。
153	業務請負契約書	53	第 25 条 (第三者の権利侵害)		1	1. 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他関連各国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「第三者特許権等」という。）の対象となっている業務仕様又は工法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者が特定の業務仕様又は工法を使用すべきことを指定した場合において、仕様書に当該業務仕様又は工法が第三者特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときはこの限りではない。	この条項を相互的なものにするを提案させていただきますので、修正をご検討ください。	1. 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他関連各国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「第三者特許権等」という。）の対象となっている業務仕様又は工法を使用するときは、各当事者は、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者が特定の業務仕様又は工法を使用すべきことを指定した場合において、仕様書に当該業務仕様又は工法が第三者特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときはこの限りではない。	ベンダー様が御自身の判断で第三者権利を採用する際の、その責任を規定するものですので、双方向的な文言に修文することは規定趣旨にそぐいません。そもそも、仕様書に指示があった場合は除外されています。これは、ベンダーに採用の責任が無い場合を除外しているものであって、これにより、すでに相互的に公平な責任分担規定となっています。

項番	文書	頁	章	節	項	対象部分	意見内容	企業からの修正案	意見への回答
154	業務請負契約書	53	第25条 (第三者の権利侵害)		2	2. 前項の責任は、適法な使用のために第三者から実施許諾を得ること及びその費用負担、第三者特許権等の権利侵害について受注者又は発注者がクレームを受け又は訴訟提起された場合の対応並びに費用の負担及び補償を含むものとし、受注者の責任に属する事由により第三者と発注者との間に紛争が生じ又はそのおそれのある場合には、受注者の責任と費用において当該紛争を処理又は解決するものとする。	この条項を相互的なものにするを提案させていただきますので、修正をご検討ください。	第25条（第三者の権利侵害） 2. 前項の責任は、適法な使用のために第三者から実施許諾を得ること及びその費用負担、第三者特許権等の権利侵害について受注者又は発注者がクレームを受け又は訴訟提起された場合の対応並びに費用の負担及び補償を含むものとし、他方の責任に属する事由により第三者と一方の間に紛争が生じ又はそのおそれのある場合には、他方の責任と費用において当該紛争を処理又は解決するものとする。	同上
155	業務請負契約書	53	第26条 (業務の中止)		2	1. 受注者が、受注者の都合により業務を中止しようとするときは、事前に発注者に通知し、受注者は、発注者が業務を完遂するために必要な人的資源の確保、知的財産権の利用等について協議し、発注者の求めに応じて必要な協力を行うものとする。 2. 前項の場合において、発注者に損害を生じさせた場合は第33条（損害賠償）の規定による。	本業務（基本設計）における責任範囲明確化が必要があると考えますので、以下の修正をお願いいたします。	原文：「2. 前項の場合において、発注者に損害を生じさせた場合は第33条（損害賠償）の規定による。」 修正：「2. 前項の場合において、本業務の遂行にあたり発注者に損害を生じさせた場合は第33条（損害賠償）の規定による。」	ご意見を踏まえ、修正いたします。
156	業務請負契約書	54	第27条 (契約不適合責任)		4	4. 受注者が本条の責任を負うのは、検査合格の日から2年以内に成果物に契約不適合が発見された場合に限るものとする。ただし、検査合格の日において、受注者がその不適合を知り、又は重過失によって知らなかったときはこの限りでない。	当社の標準契約では、契約不適合責任の期間は納入物の検取から1年としていますので、以下の修正をお願いいたします。	原文：「4. 受注者が本条の責任を負うのは、検査合格の日から2年以内に成果物に契約不適合が発見された場合に限るものとする。ただし、検査合格の日において、受注者がその不適合を知り、又は重過失によって知らなかったときはこの限りでない。」 修正：「4. 受注者が本条の責任を負うのは、検査合格の日から1年以内に成果物に契約不適合が発見された場合に限るものとする。ただし、検査合格の日において、受注者がその不適合を知り、又は重過失によって知らなかったときはこの限りでない。」	ご意見を踏まえ、修正いたします。
157	業務請負契約書	53	第27条 (契約不適合責任)		1	1. 第20条の規定による検査において通常発見し得ない仕様書との不適合（以下「契約不適合」という。）が発見された場合、発注者は、受注者に対して相当の期間を定めて当該契約不適合の追完を請求することができる。	民法第562条の規定の規則に従うことを提案させていただきますので、修正をご検討ください。	1. 第20条の規定による検査において通常発見し得ない仕様書との不適合（以下「契約不適合」という。）が発見された場合、発注者は、受注者に対して相当の期間を定めて当該契約不適合の追完を請求することができる。ただし、当該不適合が発注者に起因する事由によるものである場合、発注者は補修を求めることはできないものとする。	ご意見を踏まえ、修正いたします。
158	業務請負契約書	54	第27条 (契約不適合責任)		3	3. 発注者は、当該契約不適合により損害を被った場合、履行に代え若しくは履行とともに損害の賠償を請求することができる。	貴所の「契約不適合」に関する損害賠償について、合理的な制限を設けることを提案させていただきますので、修正をご検討ください。	3. 発注者は、当該契約不適合により実際かつ直接的な損害を被った場合、履行に代えて若しくは履行とともに、その損害に対する合理的な賠償を請求することができる。	修正いたしかねます。
159	業務請負契約書	54	第27条 (契約不適合責任)		4	4. 受注者が本条の責任を負うのは、検査合格の日から2年以内に成果物に契約不適合が発見された場合に限るものとする。ただし、検査合格の日において、受注者がその不適合を知り、又は重過失によって知らなかったときはこの限りでない。	弊社は、検査合格後2年間にわたって成果物の「契約不適合」に対して責任を負うべきではないと考えますので、修正をご検討ください。	4. 受注者が本条の責任を負うのは、検査合格の日以前に成果物に契約不適合が発見されるか、発見後合理的な期間内に是正されない場合に限るものとする。ただし、検査合格の日において、受注者がその不適合を知り、又は重過失によって知らなかったときはこの限りでない。	ご意見を踏まえ、修正いたします。
160	業務請負契約書	54	第28条 (債務不履行等の場合に係る発注者の解除権)				本条および次条で定めるものの他に、両者の責めに帰することができないやむを得ない事情により契約の遂行が困難になった場合の取り決めを定める必要があると考えますので、以下の条文の追加をお願いいたします。	追加：「第○条 発注者及び受注者は、「富岳」の次世代となる新たなフラッグシップシステムの開発が最先端のテクノロジーを使用した高度なシステムの開発であるという認識を共有するものとし、第28条第1項、第29条第1項又は第30条第1項に定めるものの他、発注者又は受注者の責に帰することができないやむを得ない事情（国の財政措置に著しい減額があり契約金額を減額せざるを得ない場合、為替に大幅な変動があった場合、市況に急激な変化があった場合、地震や大規模な水害、火山の噴火などの自然災害や事故、新型インフルエンザ等の感染症の流行等が発生した場合を含むがこれに限られない）によりこの契約を遂行することが困難となったときは、発注者及び受注者は、当該事情の継続している期間に限り、本契約に基づく債務（金銭債務を除く）の全部または一部の履行の遅滞または不能が生じた場合、互いにその責任を負わないものとし、当該事情の継続によって本契約を遂行することが著しく困難になったと認められるときは、発注者及び受注者は、業務内容の変更、履行期間の変更及び契約金額の変更について誠意をもって協議を行い、協議が整わない場合には契約を解除することができる。また、最先端テクノロジーを使用するために生じた事情（本契約締結時点で想定していたより著しく受注者の開発費が高騰した場合、重要部品の安定的な調達確保に重大な支障が発生した場合（調達先との契約交渉不調、調達先における自然災害、事故、技術的課題、経営状況の悪化、調達した重要部品における想定以上の不良品発生、供給が滞った場合の代替調達先の確保の困難性等）を含むがこれに限られない）によりこの契約を遂行することが困難となったときは、発注者及び受注者は、業務内容の変更、履行期間の変更及び契約金額の変更について誠意をもって協議を行い、協議が整わない場合には契約を解除することができる。これらの場合においては、第28条第2項の規定を準用する。」	ご意見を踏まえ、追加いたします。
161	業務請負契約書	54	第28条 (債務不履行等の場合に係る発注者の解除権)		1(4)	1(4) 第30条（受注者の解除）に規定する事由によらないで契約の解除を申し出たとき。	本契約書では現在、機密保持条項の違反に対してのみ、弊社がペナルティなしで契約を解除できるようになっております。しかし、この権利は貴所によるいかなる違反にも適用されるものと考えますので、削除をご検討ください。（第30条のコメントをご参照ください）	[削除]	第30条1項を調整することで対応可能ですので、そちらで対応させていただきます。
162	業務請負契約書	54	第28条 (債務不履行等の場合に係る発注者の解除権)		1(5)	1(5) ハ) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知らずして、当該者と契約を締結したと認められるとき。 ト) 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。	この条項のヘトの区別が不明確であるため、へを削除することを提案させていただきますので、修正をご検討ください。	(g) 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としており、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかった場合。	異なる状況のものであるため、削除いたしません。
163	業務請負契約書	54	第28条 (債務不履行等の場合に係る発注者の解除権)		3	3. 受注者は、第1項の規定により契約を解除された場合は、契約金額の100分の10に相当する違約金としての違約金を発注者の指定する期限までに発注者に支払うとともに、発注者が受けた損害を賠償しなければならない。	受注者の責任を明確にするため、以下の修正をお願いいたします。	原文：「3. 受注者は、第1項の規定により契約を解除された場合は、契約金額の100分の10に相当する違約金としての違約金を発注者の指定する期限までに発注者に支払うとともに、発注者が受けた損害を賠償しなければならない。」 修正：「3. 受注者が信義誠実に契約を履行しない結果、解除に至った場合のみ、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として、発注者の指定する期限までに支払わなければならない。」	違約金を請求できる旨のシンプルな内容のみ規定する方向で修正いたします。
164	業務請負契約書	54	第28条 (債務不履行等の場合に係る発注者の解除権)		3	3. 受注者は、第1項の規定により契約を解除された場合は、契約金額の100分の10に相当する違約金としての違約金を発注者の指定する期限までに発注者に支払うとともに、発注者が受けた損害を賠償しなければならない。	貴所が被る損害については合理的な制限を設け、違約金は設けないことを提案させていただきますので、修正をご検討ください。	3. 第1項の規定により契約が解除された場合、受注者は、それにより発生した合理的な損害を発注者に賠償しなければならない。	違約金を請求できる旨のシンプルな内容のみ規定する方向で修正いたします。

項番	文書	頁	章	節	項	対象部分	意見内容	企業からの修正案	意見への回答
165	業務請負契約書	55	第29条 (発注者の一般的解除権)		1	1. 発注者は、業務が完了しない間は、第31条（解除に係る手続）の手続に従い、前条第1項に規定する場合のほか必要があるときは、契約を解除することができる。	契約違反による一方的な解除権は相互的であるべきです。（本条の変更は、第30条第1項における変更に対応するものとします）。	1. 発注者は、業務が完了されず、かつ当該違反がその後30日間は正されない場合、第31条（解除に係る手続）の手続に従い、契約を解除することができる。これは、前条第1項に規定する事例において、30日間は正されない場合に加えて適用されるものとする。	本条項は、削除いたします。
166	業務請負契約書	55	第30条 (受注者の解除権)		1	1. 受注者は、発注者が第36条（秘密保持）の規定に違反したときは、第31条（解除に係る手続）の手続に従い、契約の全部又は一部を解除することができる。	契約解除の条件は第36条（秘密保持）の規定に違反した場合だけではなくと考えますので、以下の修正をお願いいたします。	原文：「1. 受注者は、発注者が第36条（秘密保持）の規定に違反したときは、第31条（解除に係る手続）の手続に従い、契約の全部又は一部を解除することができる。」 修正：「1. 受注者は、発注者が第36条（秘密保持）の規定に違反した場合、業務内容の変更により契約金額が3分の2以上減少した場合又は発注者が契約に違反し、それにより本業務を完了することが不可能となったときには、第31条（解除に係る手続）の手続に従い、契約の全部又は一部を解除することができる。」	ご意見を踏まえ、修正いたします。
167	業務請負契約書	55	第30条 (受注者の解除権)		1	1. 受注者は、発注者が第36条（秘密保持）の規定に違反したときは、第31条（解除に係る手続）の手続に従い、契約の全部又は一部を解除することができる。	受注者の解除権は、秘密保持規定の違反に限定されるべきではなく、貴所による本契約のいかなる違反にも適用されるように拡大されるべきと考えます。。これは、貴所に対する違反救済措置と整合性を持たせるためのものでありますので、修正をご検討ください。	1. 発注者が本契約に違反し、その違反がその後30日間は正されない場合、受注者は第31条（解除に係る手続）の手続に従い、契約の全部または一部を解除することができる。	ご意見を踏まえ、修正いたします。
168	業務請負契約書	55	第32条 (解除に伴う措置)		1	1. 受注者は、契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第29条（発注者の一般的解除権）第2項の検査合格部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくは損したとき、又は検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。	貴所が不利な依存によって合理的に被った直接的な損害や、合理的な契約解除後の措置については同意できますが、ペナルティは不適切であると考えますので、修正をご検討ください。	受注者は、契約が解除された場合において、受注者によって支給された材料があるときは、第29条（発注者の一般的解除権）第2項の検査合格部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくは損したとき、又は検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を合理的に賠償しなければならない。	損害賠償は合理的な範囲のみでしか認められないものであるため、追記の必要は無いと考えております。
169	業務請負契約書	55	第32条 (解除に伴う措置)		2	2. 受注者は、契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくは損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。	貴所が信頼に基づいて被った合理的な直接損害や、合理的な契約解除後の措置については同意できますが、ペナルティは不適切であると考えますので、修正をご検討ください。	受注者は、契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくは損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を合理的に賠償しなければならない。	同上
170	業務請負契約書	55	第32条 (解除に伴う措置)		3,4	3. 受注者は、契約が解除された場合において、控室等に受注者が所有する業務機械器具、仮設物その他の物件（再委託先等の第三者の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、控室等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。 4. 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は控室等の修復若しくは取り片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、控室等を修復若しくは取り片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取り片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取り片付けに要した費用を負担するとともに、仮に当該発注者の行為に基づき疑義や紛争等が生じた場合には当該疑義や紛争等を受注者の責任及び費用で解決しなければならない。	本条項における「控室」の定義を明確にさせていただきようお願いいたします。		本業務では「控室」は想定しておりませんので、「控室」に関する記述は削除・修正いたします。
171	業務請負契約書	55	第32条 (解除に伴う措置)		3	3. 受注者は、契約が解除された場合において、控室等に受注者が所有する業務機械器具、仮設物その他の物件（再委託先等の第三者の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、控室等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。 4. 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は控室等の修復若しくは取り片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、控室等を修復若しくは取り片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取り片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取り片付けに要した費用を負担するとともに、仮に当該発注者の行為に基づき疑義や紛争等が生じた場合には当該疑義や紛争等を受注者の責任及び費用で解決しなければならない。	「控室」の定義を明確にさせていただきたく、お願い申し上げます。		本業務では「控室」は想定しておりませんので、「控室」に関する記述は削除・修正いたします。
172	業務請負契約書	55	第32条 (解除に伴う措置)		4	4. 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は控室等の修復若しくは取り片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、控室等を修復若しくは取り片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取り片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取り片付けに要した費用を負担するとともに、仮に当該発注者の行為に基づき疑義や紛争等が生じた場合には当該疑義や紛争等を受注者の責任及び費用で解決しなければならない。	貴所が信頼に基づいて被った合理的な直接損害や、合理的な契約解除後の措置については同意できますが、ペナルティは不適切であると考えますので、修正をご検討ください。	4. 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は控室等の修復若しくは取り片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、控室等を修復若しくは取り片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取り片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取り片付けに要した合理的な費用を負担しなければならない。	当該条項は前項との関係で削除させていただきます。
173	業務請負契約書	56	第33条 (損害賠償)		1	1. 受注者は、本業務の実施について発注者に損害を与えたときは、直ちに発注者に報告し、損害を賠償しなければならない。 2. 受注者は、本業務の実施について第三者に損害を与えたときは、直ちに発注者に報告し、受注者の負担において賠償するものとする。ただし、その損害の発生が発注者の責に帰すべき事由によるときにはその限度において発注者の負担とする。	受注者側の責に帰さない損害について、免責のため、以下を追加いただくようお願いいたします。	追加：「3. 受注者は、受注者の責に帰さない事由による損害については、第1項又は第2項の規定による賠償の責を負わない。」	ご意見を踏まえ、追加させていただきます。
174	業務請負契約書	56	第33条 (損害賠償)		1	1. 受注者は、本業務の実施について発注者に損害を与えたときは、直ちに発注者に報告し、損害を賠償しなければならない。 2. 受注者は、本業務の実施について第三者に損害を与えたときは、直ちに発注者に報告し、受注者の負担において賠償するものとする。ただし、その損害の発生が発注者の責に帰すべき事由によるときにはその限度において発注者の負担とする。	損害賠償の範囲と限度の明確化、協議による解決の促進が必要と考えますので、以下の追加をお願いいたします。	追加：「4. 発注者又は受注者のそれぞれ相手方に対する損害賠償請求は、請求に至った事案の内容を十分に斟酌し、誠意をもって協議のうえ解決を図るものとする。なお、損害賠償額は、契約金額を限度とするものとする。また、当該損害賠償額には、特別の事情から生じた損害(発注者又は受注者の故意又は重大な過失に基づく場合を除く)及び逸失利益を含まないものとする。」	ご意見を踏まえ、追加させていただきます。

項番	文書	頁	章	節	項	対象部分	意見内容	企業からの修正案	意見への回答
175	業務請負契約書	56	第33条 (損害賠償)		1. 2.	1. 受注者は、本業務の実施について発注者に損害を与えたときは、直ちに発注者に報告し、損害を賠償しなければならない。 2. 受注者は、本業務の実施について第三者に損害を与えたときは、直ちに発注者に報告し、受注者の負担において賠償するものとする。ただし、その損害の発生が発注者の責に帰すべき事由によるときにはその限度において発注者の負担とする。	貴所が被った合理的で直接的な損害や、契約終了後の合理的な措置については同意できますが、ペナルティは不適切であると考えますので、修正をご検討ください。	1. 受注者は、本業務の実施について発注者に損害を与えたときは、直ちに発注者に報告し、損害を合理的に賠償しなければならない。2. 受注者は、本業務の実施について第三者に損害を与えたときは、直ちに発注者に報告し、受注者の負担において合理的に賠償するものとする。ただし、その損害の発生が発注者の責に帰すべき事由によるときにはその限度において発注者の負担とする。	損害賠償については合理的なもの以外を想定しておりませんので、修正しないことといたします。
176	業務請負契約書	56	第34条 (談合等不正行為があった場合)			1. 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。	貴所が被った合理的で直接的な損害や、契約終了後の合理的な措置については同意できますが、ペナルティは不適切であると考えます。特に、この条項が貴所に対するペナルティや損害賠償を正当化する理由が不明確であると考えますので、修正をご検討ください。	1. 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、発注者が合理的に指定する期日までに、実際の直接的かつ合理的な損害を賠償しなければならない。	不正行為や法令違反に対するペナルティとして違約金を設定することは不合理ではないと考えております。
177	業務請負契約書	56	第34条 (談合等不正行為があった場合の違約)		1 (2)	1 (2) 公正取引委員会が、受注者に対して独占禁止法第7条の4第7項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。	この条項が貴所に対する違約金や損害賠償を正当化する理由が不明確であると考えますので、削除をご検討ください。	[削除]	同上
178	業務請負契約書	56	第34条 (談合等不正行為があった場合)		2	2. 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。	違約金は設けず、賠償は合理的で実際的かつ直接的な損害に基づいて算定すべきと考えますので、削除をご検討ください。	[削除]	同上
179	業務請負契約書	57	第35条 (遅延損害金)		3	3. 受注者が本契約に基づく損害賠償金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、未払額に第1項規定の遅延損害金と、発注者の支払うべき契約金額及び受注者の契約保証金とを相殺し、それでもなお不足があるときは追徴する。	「未払額に第1項規定の遅延損害金」は、「未払額に第1項規定の遅延損害金を加算した金額」の誤記かと思われますため、修正をお願いいたします。		ご指摘のとおりですので、修正いたします。
180	業務請負契約書	56	第35条 (遅延損害金)			第35条（遅延損害金）	遅延損害金は、合理的な期間（30日間）を経過した後でなければ不適切であると考えますので、削除をご検討ください。	[削除]	不適切ではないという認識ですので、修正しないこととします。
181	業務請負契約書	57	第36条 (秘密保持)			第36条（秘密保持）	第36条（秘密保持）については、当事者間のより包括的な条件を含む、3者間許可書契約に基づく機密保持契約（NDA）を参照する形に置き換えるべきと考えますので、修正をご検討ください。	本契約は、当事者間で締結されている許可書の条件に従って管理されるものとする。	本秘密保持条項は維持されるべきものと考えております。
182	業務請負契約書	57	第36条 (秘密保持)		1	1. 発注者及び受注者は、あらかじめ相手方の承諾を得た場合を除き、本業務の遂行により知り得た知的財産権を含む一切の情報（以下「秘密情報」という。）を第三者に開示又は漏洩してはならず、本業務の遂行のためにのみ使用するものとし、他の目的に使用してはならない。ただし、次に該当する情報は秘密情報から除くものとする。	電子的形式での承諾を得ることを認めていただく、また秘密情報を特定するため、以下の修正をお願いいたします。	原文：「1. 発注者及び受注者は、あらかじめ相手方の承諾を得た場合を除き、本業務の遂行により知り得た知的財産権を含む一切の情報（以下「秘密情報」という。）を第三者に開示又は漏洩してはならず、本業務の遂行のためにのみ使用するものとし、他の目的に使用してはならない。ただし、次に該当する情報は秘密情報から除くものとする。」 修正：「1. 発注者及び受注者は、あらかじめ相手方の書面（電子的形式を含む。以下同じ。）による承諾を得た場合を除き、本業務の遂行により知り得た知的財産権を含む一切の情報（以下「秘密情報」という。）を第三者に開示又は漏洩してはならず、本業務の遂行のためにのみ使用するものとし、他の目的に使用してはならない。ただし、次に該当する情報は秘密情報から除くものとする。なお、秘密とは、秘密である旨の表示を付した書面により開示された情報、または秘密である旨明示して口頭等で開示された後、10日以内に書面で開示された情報とする。」	ご意見を踏まえ、電磁的方法を含む形で書面を定義するとともに、秘密情報の範囲を限定する形に修正いたします。
183	業務請負契約書	57	第36条 (秘密保持)		1 (6)	1 (6) 秘密である旨を明示して口頭又はデモンストレーション等により開示された情報であっても、開示者から相手方に対して 10 日以内に書面（電子メール等の電磁的方法を含むものとする。以下同じ。）によって確認されなかったもの	特に、情報を秘密とするために書面でのフォローアップを要求することは、弊社にとって過度に負担が大きく、受け入れがたいため、削除をご検討ください。	[削除]	秘密保持義務の対象となる秘密情報を特定、明確化するために、口頭等で開示した場合の10日以内の書面での確認は必要なプロセスと考えております。 なお、各社からのご意見を踏まえ、電磁的方法を含む形で書面を定義するとともに、秘密情報の範囲を限定する形に修正いたします。
184	業務請負契約書	57	第36条 (秘密保持)		2	2. 前項の規定にかかわらず、発注者及び受注者は、自己の役職員、客員研究員、客員技師など又は弁護士、会計士、税理士等法律に基づき守秘義務を負う者に対して秘密情報を開示することが必要であると合理的に判断される場合には、同様の義務を負わせることを条件として、必要最小限の範囲に限って秘密情報をそれらの者に対し開示することができる。	業務を実施する上で、必要な秘密情報を再委託先へ開示することも想定されますので、以下の修正をお願いいたします。	原文：「2. 前項の規定にかかわらず、発注者及び受注者は、自己の役職員、客員研究員、客員技師など又は弁護士、会計士、税理士等法律に基づき守秘義務を負う者に対して秘密情報を開示することが必要であると合理的に判断される場合には、同様の義務を負わせることを条件として、必要最小限の範囲に限って秘密情報をそれらの者に対し開示することができる。」 修正：「2. 前項の規定にかかわらず、発注者及び受注者は、自己の役職員、客員研究員、客員技師および、その他の本業務に従事する者（再委託先も含む）、又は弁護士、会計士、税理士等法律に基づき守秘義務を負う者に対して秘密情報を開示することが必要であると合理的に判断される場合には、同様の義務を負わせることを条件として、必要最小限の範囲に限って秘密情報をそれらの者に対し開示することができる。」	秘密情報を開示した者の事前承諾なしで開示が認められる対象は必要最小限にすべしと考えます。そのため、ご意見を踏まえ、修正いたします。
185	業務請負契約書	57	第36条 (秘密保持)		6	6. 発注者及び受注者は、本業務の契約終了後本基本設計に基づいたシステムが運用を開始するまでは、本条を遵守するものとする。この秘密遵守期間の終了後の両者の持つ秘密資料及び秘密情報の取り扱いについては、同秘密遵守期間の終了前に協議・合意のうえ定めるものとする。	秘密保持義務期間が不明なため、以下の修正をお願いいたします。	原文：「6. 発注者及び受注者は、本業務の契約終了後本基本設計に基づいたシステムが運用を開始するまでは、本条を遵守するものとする。この秘密遵守期間の終了後の両者の持つ秘密資料及び秘密情報の取り扱いについては、同秘密遵守期間の終了前に協議・合意のうえ定めるものとする。」 修正：「6. 発注者及び受注者は、本業務の契約終了後、2031年3月31日までは本条を遵守するものとする。この秘密遵守期間の終了後の両者の持つ秘密資料及び秘密情報の取り扱いについては、同秘密遵守期間の終了前に協議・合意のうえ定めるものとする。」	ご意見を踏まえ、秘密保持義務を負う期間をより具体化する形で修正いたします。
186	業務請負契約書	57	第36条 (秘密保持)		6	6. 受注者は、発注者が預託し又は本業務に関して受注者が収集若しくは作成した個人情報について漏えい、滅失、毀損、その他本条に係る違反等が発生又はその発生のおそれを認識したときは、発注者に直ちに報告し、その指示に従わなければならない。	特に、秘密保持はプロジェクト終了後も合理的かつ固定された期間、例えば基本設計が運用開始してから5年間など、事前に合意された期間にわたって維持されるべきと考えますので、修正をご検討ください。	[既存NDAに規定された条項の代替案] 本基本設計に基づくシステムが運用を開始した後5年間または本契約終了後5年間のいずれか遅い方の期間、発注者および本業務の実施者は本条に従わなければならない。	ご意見を踏まえ、秘密保持義務を負う期間をより具体化する形で修正いたします。
187	業務請負契約書	58	第37条 (個人情報の取扱い)		4	4. 発注者は、必要があると認めるときは、発注者所属の職員に、受注者の事務所、事業場等において、発注者が預託し又は本業務に関して受注者が収集若しくは作成した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査をさせ、受注者に対し必要な指示をすることができる。受注者は、発注者からの調査及び指示を受けた場合には、発注者に協力するとともにその指示に従わなければならない。	当社のセキュリティ管理および他社情報を含め秘密情報の管理の観点から、事前通告なしに監査には対応いたしかねるため、以下の修正をお願いいたします。	原文：「4. 発注者は、必要があると認めるときは、発注者所属の職員に、受注者の事務所、事業場等において、発注者が預託し又は本業務に関して受注者が収集若しくは作成した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査をさせ、受注者に対し必要な指示をすることができる。受注者は、発注者からの調査及び指示を受けた場合には、発注者に協力するとともにその指示に従わなければならない。」 修正：「4. 発注者は、必要があると認めるときは、発注者所属の職員に、受注者の事務所、事業場等において、発注者が預託し又は本業務に関して受注者が収集若しくは作成した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査をさせ、受注者に対し必要な指示をすることができる。受注者は、発注者からの調査及び指示を受けた場合には、発注者に協力するとともにその指示に従わなければならない。なお、受注者の事務所、事業所等への立ち入りにあたっての詳細は、事前に受注者及び発注者間に協議の上取り決めるものとする。」	ご意見を踏まえ、修正させていただきます。

項番	文書	頁	章	節	項	対象部分	意見内容	企業からの修正案	意見への回答
188	業務請負契約書	57				第37条（個人情報の取扱い）	このプライバシー条項は、契約者だけでなく、すべての関係者に適用される必要があります。このプライバシーセクションは、弊社が最終的な書面契約を締結する前に、弊社のプライバシーチームによって完全に承認される必要があることをご認識ください。		承知いたしました。
189	業務請負契約書	59	第44条（準拠法及び裁判管轄）		1. 2.	1. 準拠法 2. 本契約及びこれに付随する契約は、日本法に準拠し、解釈されるものとする。 3. 本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。	公平性の観点から、契約先が外国籍企業の場合、双方が合意する第三国の準拠法としていただけないでしょうか。 [REDACTED]		日本法を準拠法とするため、修正いたしかねます。
190	業務請負契約書	59	第44条（準拠法及び裁判管轄）			第 44 条（準拠法及び裁判管轄）	本契約に関する準拠法及び裁判管轄については、中立的なフォーラムを採用することを検討ください。		同上
191	業務請負契約書	59	第45条（紛争の解決）		1. 2.	1. 発注者又は受注者は、本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に疑義のある事項がある場合について、当事者間に紛争が生じたときは、前条の規定に従い、訴訟を提起することができる。 2. 前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、発注者及び受注者で調停の手続きに付することを合意の上、調停人を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図ることができる。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者で協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは発注者と受注者で折半し、その他のものは発注者受注者それぞれが負担する。ことができる。	左記の記載では、訴訟での解決が原則となっているようにも解釈できるため、原則は調停での解決とし、必要に応じて訴訟を提起することもできるという旨の内容に修正いただけますでしょうか。	記載の順番からそのように読み取ることも可能ですが、必要に応じて事前に協議することが想定されています。	
192	業務請負契約書	59	第47条（残存条項）			本契約の終了にかかわらず、第 7 条（権利義務譲渡の制限）、 第8条（富岳 NEXT プロジェクトへの継続参加） 、第 20 条（検査）第 4 項、第 5 項、第 23 条（許認可等）、第 24 条（知的財産権）、第 25 条（第三者の権利侵害）、第 26 条（業務の中止）第 2 項、第 27 条（契約不適合責任）、第 28 条（債務不履行等の場合に係る発注者の解除権）第3項、第 29 条（発注者の一般的解除権）第 3 項、第 30 条（受注者の解除権）第3 項、第 32 条（解除に伴う措置）、第 33 条（損害賠償）、第 34 条（談合等不正行為があった場合の違約金）、第 35 条（遅延損害金）、第 36 条（秘密保持）、第 37 条（個人情報の取扱い）、第 41 条（言語）、第44条（準拠法及び裁判管轄）、第 45 条（紛争の解決及び協議）、第 46 条（分離条項）、本条及び第 48 条（完全合意条項）は、引き続きその効力を有する。	基本設計契約の履行義務は契約期間内のみ発生するものであり、第8条は、今回のご調達とは異なる契約に対するご要件と考えます。将来の未締結な契約に関する誓約はいたしかねますので、「8条（富岳 NEXTプロジェクトへの継続参加）」は削除をお願いいたします。	削除	第8条の文言を修正させていただきます。
193	業務請負契約書	59	第 48 条（完全合意条項）			第 48 条（完全合意条項） 本契約書（仕様書で定める条件も含む。）は、契約締結日現在における発注者と受注者との間の合意を規定したものであり、本契約に含まれる対象事項に関する当事者の完全かつ 唯一の合意を構成するものとする。	仕様書（案）と本契約書には多くの共通部分がありますが、本契約書の条件が優先されることを明確にするため、修正をご検討ください。	本契約書（仕様書で定める条件のうち、本契約の条件と矛盾しない範囲の条件を含む。）は、契約締結日現在における発注者と受注者との間の合意を規定したものであり、本契約に含まれる対象事項に関する当事者の完全かつ唯一の合意を構成するものとする。特に、本契約書の条件は、仕様書の条件に優先するものとする。	本条項が完全合意条項であり、契約書が優先する旨の修正は不要と考えております。
194	業務請負契約書		第〇条				明文化されてない義務および責任が双方に発生しないようにするため、以下の条文を追加いただけますようお願いいたします。	追加：「第〇条 発注者及び受注者は、別途個別の具体的な契約合意が書面でなされない限り、本契約に記載されている内容以上の義務および責任を負担しないものとする。」	ご提案の修正案は受入れ困難ですが、契約書の修正は書面による旨の条項を規定することは検討いたします。